

( 2 ) 法秩序の維持 ( 刑事・治安の面から )

平成 1 7 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	刑事局		
施策等の名称	被害者等通知制度の適切な運用		
目 標	基本目標	<p>刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得る。</p> <p>【基準年次・評価総括年次：平成 1 7 年度】</p>	
	達成目標	<p>被害者等に対し、被害者等通知制度を広く知らせて、通知を希望する人に対し、可能な範囲で、刑事事件の処分結果等の情報を提供する。</p>	
	指標 1	通知者数	目標値等 ——
	指標 2	通知件数	目標値等 ——
	指標 3	通知希望者数	目標値等 ——
	参考指標	通知しなかった件数	
基本的考え方	<p>1 . 課題・ニーズ</p> <p>事件処分の結果等を知りたいという、被害者その他の刑事事件関係者の要請にこたえる。</p> <p>2 . 目的・意図 ( 当該施策の必要性 )</p> <p>事件の処理結果 ( 公判請求 , 略式命令請求 , 不起訴等 ) , 公判期日 ( 係属裁判所 , 公判期日 ) , 刑事裁判結果 ( 主文 , 裁判確定日等 ) 等を希望する者に対して通知することにより、刑事司法手続に対する被害者を始めとする国民の理解と信頼を得て、将来の検察活動に対する国民の協力を確保し、刑事司法の適正かつ円滑な運営を図る。</p> <p>3 . 当該施策の実施方法</p> <p>被害者等通知制度について、パンフレットやホームページを利用して被害者等を始めとする国民へ周知するとともに、検察官等においては、被害者等に取調べ等を実施したときなどに通知希望の有無を確認し、通知することが相当でないと判断したときを除き、希望する者に対し事件の処理結果、刑事裁判結果等の通知を行い、同制度を適切に運用する。</p> <p>4 . 基本目標と達成目標・指標の関係</p> <p>上記基本目標を実現するためには、被害者を含めた国民には普段あまりなじみのない刑事司法手続を周知することによりその理解を深めてもらうことがまず重要であり、加えて、事件の当事者である被害者などに対して、適時的確な情報提供を行うことにより、国民の刑事司法に対するより一層の信頼を得ることが最も重要であると考えられたことから、その趣旨を踏まえて達成目標を設定した。</p>		

	<p>ただし、達成目標は、個々の事件の性質によっては、関係者の名誉、プライバシーの保護及び捜査・公判の円滑な運営に支障が生じるおそれがある場合など、通知をすることが相当でないと認められる事由があるときは、通知を行わないこともあり、希望する者すべてについて通知することは不可能であるため、目標達成度評価にはなじまない。</p>																
<b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b>	<p>本制度による通知は、個々の事件の性質によっては、関係者の名誉・プライバシーの保護及び捜査・公判の円滑な運営に支障を生ずるおそれがある場合など、通知することが相当でないと認められる事由がある場合には、通知を行わないこともあり、被害者その他の刑事事件関係者であっても、希望に応じられない場合がある。</p>																
<b>測定方法等</b>	<p>1. 測定時期：平成18年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>通知を希望する被害者等に通知を行った延べ人数、通知を行った延べ件数及び通知希望者総数を測定した。</p> <p>また、通知希望はあったが通知を行わなかった被害者等の総数も参考指標として測定した。</p>																
<b>評価の内容</b>	<p>1. 平成17年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>本制度に基づく通知希望者数、通知者数、通知希望者に通知しなかった数、及び通知件数について</p> <p>&lt;今回掲載する数値&gt;</p> <p>例年、本制度に基づく通知希望者数、通知者数、通知件数を掲載してきたが、評価方法の見直しを行い、平成16年から「通知希望者に通知しなかった数」についても把握し掲載する。なお、参考として平成15年及び16年の数値についても掲載する。</p> <p>（通知希望者数、通知者数、通知希望者に通知しなかった数）</p> <p>通知希望者の総数、実際に通知を実施した通知者の総数、通知希望者に通知しなかった総数は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="400 1581 1391 1861"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>通知希望者数</th> <th>通知者数</th> <th>通知希望者に通知しなかった数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>44,442名</td> <td>76,087名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>45,967名</td> <td>75,877名</td> <td>17名</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>46,953名</td> <td>74,813名</td> <td>64名</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）通知者の総数が希望者の総数を上回っているのは、同一者に対して複数回の通知をしているためである。</p> <p>（通知件数）</p> <p>通知件数の総数、通知内容の内訳は次のとおりである。</p>	年	通知希望者数	通知者数	通知希望者に通知しなかった数	15	44,442名	76,087名		16	45,967名	75,877名	17名	17	46,953名	74,813名	64名
年	通知希望者数	通知者数	通知希望者に通知しなかった数														
15	44,442名	76,087名															
16	45,967名	75,877名	17名														
17	46,953名	74,813名	64名														

年	通知総数	事件の捜査処理	公判期日	裁判結果	受刑者の釈放
15	79,454 件	33,376 件	17,981 件	26,715 件	1,382 件
16	80,720 件	33,346 件	18,578 件	26,882 件	1,914 件
17	80,426 件	32,074 件	19,097 件	27,027 件	2,228 件

(注) 通知者数と通知件数の違いは、例えば、同一者に対して同一機会に2つの事由(捜査処理と公判期日)を通知した場合は、通知者数は1、通知件数は2となるためである。

## 2. 評価結果

平成17年においては、46,953名から通知希望があり、延べ80,426件の情報を通知した。また、通知を希望していた被害者等に通知しなかった数は64名であり、その理由の中で最も多いものは、通知対象者の転居等通知不能の場合であり、そのほかの理由としては、新たな紛争又は事件を誘発するおそれがあるため通知することが相当でないと検察官が判断した場合等であり、通知希望に対して適切に対処している。

本年も昨年に引き続きパンフレット及び法務省ホームページ上で被害者を始めとする国民に本制度を知らせている。

検察官等においては、本制度の実施要領に基づき、被害者その他刑事事件関係者に対し、取調べ等を実施したときなどに通知希望の有無を確認し、通知希望者に対しては、通知することが相当でないと認めた場合等を除き、刑事事件の処分結果等の情報を通知しており、目標はおおむね達成できたことから、本施策について、有効性が認められ、引き続き実施する必要がある。

今後も提供できる情報や通知方法などについて改善すべき点があれば検討し、刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得るため、本制度の適切な運用をすることが必要である。

見直しの有無	無
学識経験を有する者の知見の活用	特になし
備考	

## 平成 17 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	刑事局				
<b>施策等の名称</b>	検察広報の積極的推進				
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>				
	検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高める。 <b>【基準年次・評価総括年次：平成17年度】</b>				
	<b>達成目標</b>				
	全国の各検察庁において、幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動を実施する。				
	<b>指標 1</b>	実施状況	対象年齢層 対象年齢層別回数 内 容	<b>目標値等</b>	-
	<b>指標 2</b>	広報活動の実施回数		<b>目標値等</b>	対前年度増
<b>基本的考え方</b>	<p><b>1 課題・ニーズ</b>                      検察が、法秩序を維持し、社会正義を実現するためには、検察活動に対する国民の理解と協力を得ることは必要不可欠である。</p> <p><b>2 目的・意図（当該施策の必要性）</b>                      「検察官や検察庁は、どんな仕事をしているのか。」、「検察と警察の違いがよく分からない。」といった国民の声があるところ、検察の役割や刑事司法に関することについて、各検察庁において、幅広い層の国民に対して広報活動を実施することにより、これらの疑問に答えると同時に刑事司法全体についての正確な理解と信頼を得ることを目的とする。</p> <p><b>3 当該施策の実施方法</b>                      具体的には、移動教室、出前教室、刑事裁判傍聴などの各種広報活動を積極的に推進する。</p> <p><b>4 基本目標と達成目標・指標との関係</b>                      基本目標である「検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高める。」を実現するには、検察の役割や刑事司法に関する国民の理解を深めることが、何よりも肝要であるので、達成目標を「全国の検察庁において、幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動を実施する」とした。                      達成目標の達成度については、指標 1 により広報活動の実施状況の内容を分析して評価するとともに、指標 2 の広報活動の実施回数を測定し評価を行う。</p>				
<b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b>	特になし				

<b>測定方法等</b>	<p>1. <b>測定時期</b>：平成18年3月31日</p> <p>2. <b>測定方法等</b></p> <p>全国の各検察庁からの移動教室，出前教室，刑事裁判傍聴やその他広報活動を実施した報告を基に，各検察庁において実施した広報活動について，その実施した年齢層，年齢層別回数，具体的な広報活動の実施内容などから実施状況を測定し，評価を行う。</p>
--------------	--

<b>評価の内容</b>	<p>1. <b>平成17年度に講じた施策（実施状況）</b></p> <p>(1) 各検察庁における実施状況及び内容</p> <p>検察庁における広報活動として，</p> <p>「移動教室」</p> <p>検察庁において，庁舎見学や広報ビデオの上映のほか，検察に関する説明・質疑応答を行うなどするもの （その他実施内容：パンフレットの配布，法務史料展示室見学，庁舎見学，模擬取調べ，司法制度改革の概要説明等）</p> <p>「出前教室」</p> <p>検察職員が学校等に出向くなどして，検察に関する説明・質疑応答を行うなどするもの （その他実施内容：パンフレットの配布，模擬裁判，司法制度改革の概要説明，座談会等）</p> <p>「刑事裁判傍聴」</p> <p>刑事裁判傍聴を行うとともに，検察に関する質疑応答等を行うなどするもの （その他実施内容：パンフレットの配布，法務史料展示室見学，裁判所の法廷施設見学，司法制度改革の概要説明，座談会等）</p> <p>を実施し，そのほかに，検察官の業務内容や司法制度改革に関する講話・講演，地元放送局のラジオ番組への出演や新聞・広報誌への寄稿などを実施した。</p> <p>移動教室等における検察に関する説明等の具体的な実施内容については，以下の表のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">実 施</th> <th>具体的な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検察に関する説明</td> <td>刑事手続の流れ，捜査・公判手続，検察庁の概要・業務，検察官の仕事など</td> </tr> <tr> <td>庁舎見学</td> <td>検務事務執務室，証拠品保管庫，記録保管庫，被害者等相談者室，取調室など</td> </tr> <tr> <td>広報用ビデオの上映</td> <td>「検察の役割 - 社会正義の実現のために」ある殺人事件を例として検察庁における一連</td> </tr> </tbody> </table>	実 施	具体的な内容	検察に関する説明	刑事手続の流れ，捜査・公判手続，検察庁の概要・業務，検察官の仕事など	庁舎見学	検務事務執務室，証拠品保管庫，記録保管庫，被害者等相談者室，取調室など	広報用ビデオの上映	「検察の役割 - 社会正義の実現のために」ある殺人事件を例として検察庁における一連
実 施	具体的な内容								
検察に関する説明	刑事手続の流れ，捜査・公判手続，検察庁の概要・業務，検察官の仕事など								
庁舎見学	検務事務執務室，証拠品保管庫，記録保管庫，被害者等相談者室，取調室など								
広報用ビデオの上映	「検察の役割 - 社会正義の実現のために」ある殺人事件を例として検察庁における一連								

	<p>の手續を説明  「被害者とともに」  一般人が強盗にあったという設定で犯罪被害者の目から見た刑事手續について説明  「法と正義の守り手・検察庁」  小学生がスリを目撃することに端を発し、警察による検挙から公判における検察官の役割など子供にも分かりやすい表現で一連の刑事手續を説明  など</p>
パンフレットの配布	「検察庁のしおり」、「犯罪被害者の方々へ」、「司法制度改革」、各庁独自のパンフレットなど
模擬取調べ・模擬裁判	参加者が、検察官、裁判官、弁護士等に扮しての取調べ・裁判の実施や職員による取調べ状況の再現など

各種広報活動は、延べ3,009回実施され、参加人数は、18万8,743人であり、その内訳は以下の表のとおりであった。

年齢層別	実施回数	参加人数(概数)
小学生(2年生から6年生)	25回	1,149人
中学生(全学年)	200回	7,402人
高校生(全学年)	161回	17,921人
専門学校生(全学年)	16回	650人
大学生(大学院生を含めて全学年)	162回	6,975人
一般(注)	1,860回	154,646人
その他(広報誌への寄稿等)	585回	-人
合計	3,009回	188,743人

注 個人・教員・教育委員会・報道関係者・公務員・保護司・更生保護女性会・身体障害者協会・ロータリークラブ・犯罪被害者センターなど

## (2) 検察庁ホームページについて

平成14年8月、最高検察庁において検察庁ホームページを開設し、検察官・検察庁に関する説明・検察庁所在地等を掲載するとともに、移動教室や広報ビデオ等の紹介を行っているところ、平成17年度については、アクセス件数は、約27万5,979件であり、また、ホームページの更

新や各検察庁における最新情報の掲載等を行うことにより、ホームページのより一層の充実を図った。

(3) 検察広報官の増設

大規模庁の広報体制を強化するため、平成17年度には、さいたま及び千葉地方検察庁に検察広報官が設置され、報道機関からの取材対応を担当する次席検事の補佐を行うとともに、各種広報活動の実施、調整及び企画立案を専門に担当したことで、広報窓口が一元化され、より効率的で効果的な広報活動を行えるようになった。

2. 評価結果

検察庁において、移動教室、出前教室、刑事裁判傍聴等を中心に様々な検察広報活動が、小学生から一般に至る幅広い層に3,009回実施され、また参加人数は18万8,743人であることから、前年に比較して、実施回数は約4.1倍、参加人数は約6.7倍に増加しており、達成目標である広報活動の実施回数対前年度増が達成されたことが認められる。

広報活動の実施状況についても、全国の検察庁において、多岐にわたる内容及び手段を用いて、幅広い層の多数の国民に情報を提供する努力をしており、検察庁ホームページの継続的運用や検察広報官の増設などと相まって、より効率的で効果的な検察広報活動が行われた。

以上のことから、幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動は実施され、「検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高めること」に向けて、着実に推進していると考えられ、本施策について有効性、効率性が認められる。

なお、基本目標の実現には、不断の取組が必要であるので、今後も幅広い層の国民に対して、検察広報活動を積極的に実施するとともに、全国の検察庁において積極的に広報活動を展開していくことで、より効果的な検察広報活動の在り方を検討しながら、「検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高める」ために努力をしていく方針である。

見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	特になし
備考	

## 平成 17 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	刑事局								
<b>施策等の名称</b>	捜査における通訳の適正の確保								
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b> 適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。 <b>【基準年次・評価総括年次：平成17年度】</b>								
	<b>達成目標</b> 通訳人に対し、捜査における通訳の遂行に必要な知識及び公正・中立な通訳を行うための心構えを修得できるよう研修・情報の提供等を充実させる。								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"><b>指標 1</b></td> <td style="width: 40%;">実施状況 研修日数</td> <td style="width: 10%;"><b>目標値等</b></td> <td style="width: 40%;">2 日間</td> </tr> <tr> <td><b>指標 2</b></td> <td>実施状況 研修員数</td> <td><b>目標値等</b></td> <td>50 人</td> </tr> </table>	<b>指標 1</b>	実施状況 研修日数	<b>目標値等</b>	2 日間	<b>指標 2</b>	実施状況 研修員数	<b>目標値等</b>	50 人
	<b>指標 1</b>	実施状況 研修日数	<b>目標値等</b>	2 日間					
<b>指標 2</b>	実施状況 研修員数	<b>目標値等</b>	50 人						
<b>基本的考え方</b> 1. 課題・ニーズ 国際化の進展に伴う外国人を被疑者とする事件の増加に伴い、捜査手続における正確・公正な通訳が求められている。 2. 目的・意図（当該施策の必要性） 捜査手続における有能な通訳人を確保するためには、捜査・公判に関する法律及び実務に関する知識を習得させ、その育成を図る必要がある。 3. 当該施策の実施方法 全国の検察庁において通訳を依頼している通訳人を対象として、毎年、一定の人数に対して知識習得のための研修を実施する。 4. 基本目標と達成目標・指標の関係 上記基本目標を達成するためには、捜査手続や通訳人の役割等についての正確な知識・心構え等を習得させ、その育成を図る必要があるため、上記達成目標とした。 達成目標の達成度については、研修の実施状況として、研修日数、研修員数を指標として分析する。									
<b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b>	特になし								
<b>測定方法等</b>	1. 測定時期：平成18年3月31日								
	2. 測定方法等 指標 1 は、研修を実施した日数を測定する。 指標 2 は、研修に参加した研修員数を測定する。 なお、指標とはしていないが、研修（別紙開催日程）後、全参加者を対象として、事後アンケートを実施する。								
<b>評価の内容</b>	1. 平成17年度に講じた施策（実施状況）								



平成17年7月14日から15日までの2日間、中央研修として全国の地方検察庁から推薦された通訳人50名が参加する通訳人セミナーを開催し、ベテランの通訳人による講義、外国人がかかわる事件の捜査・公判を担当している検察官による講義、検察官による刑事手続法や刑事実体法の講義及び裁判員制度についての説明を行うことにより知識の習得を図るとともに、通訳人が立ち会う実際の裁判の傍聴や通訳人と検察官との意見交換を行い、情報収集の場を設けた。

## 2. 評価結果

上記のとおり、2日間にわたり、参加人員50人の研修を実施し、目標値を達成したほか、各講義等の理解度等に関する事後アンケートの結果により、捜査に必要とされる知識、公正・中立な通訳を行うための心構えが修得され、通訳人としての資質の向上に資することとなったことが確認できており、達成目標はおおむね達成できたので、基本目標の達成について、本施策は有効性が認められ、引き続き実施する必要性がある。

今後とも、このような諸施策を継続するとともに、研修後実施した事後アンケートにより寄せられた意見や要望を参考にして、有能な通訳人を確保する上での新たな施策の必要性も含めて検討し、質的向上のための施策を進めていくことにする。

見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	特になし
備考	

別紙

## 通訳人セミナー日程

日 程 平成17年7月14日(木)～15日(金)

場 所 法務総合研究所第5教室

月日	時 間	事 項
7 月 14 日 (木)	13:00	集合(受付)
	13:10～13:25	開始式
	13:25～14:15	講義(1)「刑事手続法について」
	14:15～14:30	休憩
	14:30～14:40	説明 「裁判員制度について」
	14:40～15:40	ビデオ上映「裁判員制度 もしもあなたが選ばれたら」
	15:40～15:50	質疑応答 「裁判員制度について」
	15:50～16:05	休憩
	16:05～16:55	講義(2)「通訳人から見た捜査通訳の留意点」
	16:55～17:05	休憩
	17:05～17:50	講義(3)「刑事実体法について」
7 月 15 日 (金)	9:30	集合
	9:40～10:40	講義(4)「検察官から見た捜査通訳の留意点」
	10:40～10:50	休憩
	10:50～12:00	検察官との座談会
	12:00～13:00	休憩(昼食)
	13:00～14:30	法廷傍聴(東京地裁)
	14:30～14:40	休憩
	14:40～15:00	終了式 (解散)

## 平成 17 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	矯正局		
<b>施策等の名称</b>	矯正職員に対する研修の充実強化		
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>		
	受刑者の人権を尊重した処遇が行われるようにする。 【基準年次・評価総括年次：平成17年度】		
	<b>達成目標</b>		
	矯正施設で勤務するすべての職員に対し，人権研修を受講する機会を与える。		
<b>指標 1</b>	民間プログラムによる研修(非暴力的危機介入法)実施のためのインストラクター育成の拡充及び行刑施設における受講者数の拡大	<b>目標値等</b>	対前年度増
<b>指標 2</b>	自庁研修用人権研修教材を活用した事例研究・ロールプレイング研修の実施	<b>目標値等</b>	すべての行刑施設(74庁),少年院(52庁)及び少年鑑別所(52庁)で実施
<b>基本的考え方</b>	<p><b>1. 課題・ニーズ</b></p> <p>矯正職員に対する人権意識の高揚を図るための研修は，矯正研修所及び同支所(8支所)における各種研修，各矯正施設における自庁研修等により実施しているところ，名古屋刑務所における一連の事件を契機に，これまでの人権教育が必ずしも十分な効果を挙げていなかったとの指摘がなされ，平成15年12月の行刑改革会議提言においても，職員の人権意識の改革のためには，効果的な職員研修の実施が重要とされた。</p> <p><b>2. 目的・意図(当該施策の必要性)</b></p> <p>職員の人権意識の一層の向上を図るに当たっては，すべての職員に対する研修の充実強化が重要であるところ，そのためには，すべての職員に対して，効率的に研修を実施できる体制を整えた上で，より実践的で効果的な研修内容を整備する必要がある。</p> <p><b>3. 当該施策の実施方法</b></p> <p>(1) 行刑施設の中間監督者等に対し，暴力行為に及びおそれのある被収容者への適切な対応方法(非暴力的危機介入法)を矯正研修所において学ばせるとともに，同対応方法を職場で研修するインストラクター(指導者)としての資格を取得させ，これらの職員が帰庁後，各行刑施設において刑務官に対し同研修を実施して，処遇場面において被収容者が暴力行為にまで</p>		

	<p>発展する事態について可能な限り未然防止を図ることができるようにする。</p> <p>(2) 人権問題一般，被収容者処遇に関連する国際準則等の資料及び実務に即したロールプレイングや事例研究を学ばせるための資料を盛り込んだ職場用人権研修教材を矯正研修所において作成し，平成16年11月，全矯正施設に配布したことから，同教材を活用して，矯正施設で勤務する職員に，階層に応じた様々な研修を実施することにより，すべての職員に対し，人権研修を付与する機会を与え，これにより職員の人権意識を一層向上させる。</p> <p><b>4．基本目標と達成目標・指標との関係</b></p> <p>基本目標である「受刑者の人権を尊重した処遇が行われるようにする。」を達成するに当たっては，まずは，職員の人権意識の改革が必要であり，そのためには，すべての職員に効率的に人権研修を実施していく体制を整えた上で，より実践的で効果的な研修プログラムを実施する必要があることから，民間プログラムによる研修（非暴力的危機介入法）実施のためのインストラクター育成の拡充，行刑施設における受講者数の拡大及び自庁研修用人権研修教材を活用したロールプレイング研修の実施を指標とした。</p>
<p><b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b></p>	<p>特になし</p>
<p><b>測定方法等</b></p>	<p>1．測定時期：平成18年3月31日</p> <p>2．測定方法等</p> <p>矯正研修所及び矯正施設における各研修の実施結果等により測定した。</p>
<p><b>評価の内容</b></p>	<p>1．平成17年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>(1) 指標1</p> <p>矯正研修所において，民間プログラムである非暴力的危機介入法研修を新たに導入し，2年目となる平成17年度には，同本所において，非暴力的危機介入法インストラクター育成研修を拡充し，行刑施設の主任矯正処遇官等116人に対して実施するとともに，平成16年度及び平成17年度にインストラクターとしての資格を得たこれら中間監督者が各行刑施設（74庁）等において，自庁研修として計3,274人（修了者数）の職員に対し非暴力的危機介入法研修を実施した。</p> <p>(2) 指標2</p> <p>平成16年11月，矯正研修所において，自庁研修用人権研修資料「事例研究・ロールプレイング用教材～施設における人権研修～」を作成し，全矯正施設に配布したところ，各矯正施設において，同教材を使用し，行刑施設（73庁），少年院（52庁）及び少年鑑別所（52庁）の計17</p>

7庁において、延べ約20,400人の職員に対し事例研究・ロールプレイング研修を実施した。

## 2. 評価結果

### (1) 指標1

平成16年度においては、非暴力的危機介入法インストラクターとして96人を育成し、各行刑施設(74庁)等において、自庁研修として計1,694人(修了者数)の職員に対し非暴力的危機介入法研修を実施した。引き続き、平成17年度においては、非暴力的危機介入法インストラクターとして116人を育成し、各行刑施設(74庁)等において、自庁研修として計3,274人(修了者数)の職員に対し非暴力的危機介入法研修を実施した。

#### ア 非暴力的危機介入法インストラクター

平成17年度に育成した非暴力的危機介入法インストラクター数を平成16年度の同数で割り、対前年度増加割合を求める。

$$116人 \div 96人 = 1.208333 \dots$$

であることから、対前年度比で、約20.8パーセントの増加であり、相当の成果があったものと評価できる。

#### イ 自庁における非暴力的危機介入法研修修了者数

平成17年度に各施設において非暴力的危機介入法研修の修了者数を平成16年度の同数で割り、対前年度増加割合を求める。

$$3,274人 \div 1,694人 = 1.93270 \dots$$

であることから、対前年度比で、約93.3パーセントの増加であり、多大な成果があったものと評価できる。

### (2) 指標2

矯正施設の合計数は178庁である(内訳は、行刑施設が74庁、少年院が52庁、少年鑑別所が52庁である。)ところ、平成17年度に、自庁において、事例研究・ロールプレイング研修を実施した施設は177庁であった。

そこで、実施済みの矯正施設数を全矯正施設数で割り、目標値の達成率を算出する。

$$177庁 \div 178庁 = 0.994382 \dots$$

であることから、同達成率は、約99.4パーセントである。

すべての矯正施設では実施できなかったものの、平成17年度に未実施であった1庁においては、平成18年5月に同研修を実施した。

なお、平成18年4月に新たな「事例研究・ロールプレイング用教材」を矯正研修所において作成し、全矯正施設に配布したところであり、各施設において平成18年度も事例研究・ロールプレイング研修を積極的に実施することとしている。

	<p>(3) 以上のとおり ,指標の目標値については ,ほぼ達成できたと評価できる。受刑者の人権を尊重した処遇が実施されるかどうかは ,長期的にその効果を見定めていく必要があるところ ,少なくとも ,人権を尊重した処遇を実施するための素地を固めるための施策として ,有効性及び効率性が認められるところである。</p>
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	特になし
備考	

## 平成 17 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	矯正局			
<b>施策等の名称</b>	矯正施設における職業教育の充実強化			
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>			
	受刑者が出所後の生活に役立つ免許・資格を取得できるようにする。 【基準年次・評価総括年次：平成 17 年度】			
	<b>達成目標 1</b>			
	受刑者に対し，広く職業訓練の機会を与える。			
	<b>指標 1</b>	受講者数	<b>目標値等</b>	対前年度増
	<b>指標 2</b>	受講者数 / 受刑者数	<b>目標値等</b>	対前年度増
	<b>参考指標 1</b>	業種別雇用情勢		
	<b>達成目標 2</b>			
	受刑者に対し，職業に必要な知識・技能及び資格・免許を修得させる。			
	<b>指標 1</b>	職業訓練の修了者数	<b>目標値等</b>	対前年度増
<b>指標 2</b>	資格，免許等の取得者数 及び取得率	<b>目標値等</b>	対前年度増	
<b>基本的考え方</b>	<p><b>1．課題・ニーズ</b></p> <p>法務省矯正統計年報によれば，平成 16 年の 1 年間に刑務所に入所した受刑者は，32,090 人であり，犯時職業を見ると，そのうち無職の者（学生，家事従事者を除く。）が 21,342 人で入所受刑者全体の 66.5 パーセントを占めており，これらの無職者を出所後に職に就かせることが再犯防止の鍵となっているといえる。</p> <p><b>2．目的・意図（当該施策の必要性）</b></p> <p>刑務所及び少年刑務所で行われている職業訓練は，国が行う刑罰の内容である刑務作業の一つの形態であり，その目的は，受刑者が職業的技能や知識を身につけ，公の免許，資格等を取得することにより，改善更生して円滑に社会復帰することにある。したがって，労働需要や訓練対象者に応じて訓練種目を効果的に見直し，また，より多くの受刑者に訓練機会を与え，資格等を取得させることは，円滑な社会復帰の促進及び再犯の防止に重要な役割を果たし，ひいては，国の法秩序と治安の維持に大きく寄与するものである。</p> <p><b>3．当該施策の実施方法</b></p> <p>一般社会の雇用情勢に応じるとともに，資格・免許の取得を目的とした職業訓練を新たに開設し，また，既存の職業訓練を拡充することにより，職業訓練の受講者数及び資格・免許等の取得者数を増加させる。</p> <p><b>4．基本目標と達成目標・指標の関係</b></p> <p>基本目標である「受刑者が出所後の生活に役立つ免許・資格を取得できるようにする。」を達成するためには，より多くの受刑者に出所後の職業に有</p>			

用な知識・技能を修得させ、資格・免許を取得させる必要があり、また、その前提として、受刑者に広く職業訓練受講の機会を与えることが必要であることから、職業訓練の受講者数（受講率）、産業別欠員率の業種に関連のある職業訓練の修了者数、資格・免許等の取得者数（取得率）を指標とした。

**目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因**

特になし

**測定方法等**

1. 測定時期：平成18年3月31日

2. 測定方法等

職業訓練による技術や知識の修得、資格や免許等の取得により、受刑者の出所後の就労を容易にすることによって再犯の防止に資すると考えられることから、以下の指標を行い、その数値の高低をもって、受刑者の円滑な社会復帰促進に向けた職業訓練の充実度を測った。

(1) 職業訓練受講者数（法務省矯正局統計資料）

(2) 職業訓練受講率

$$= \text{職業訓練受講者数} / \text{受刑者数} \times 100 (\%)$$

（法務省矯正局統計資料）

(3) 業種別雇用情勢（厚生労働省統計資料）

(4) 職業訓練の修了者数（法務省矯正局統計資料）

(5) 資格、免許等の取得者数（法務省矯正局統計資料）

(6) 資格、免許等の取得者率

$$= \text{資格・免許取得者数} / \text{資格・免許取得試験受験者数} \times 100 (\%)$$

（法務省矯正局統計資料）

**評価の内容**

1. 平成17年度に講じた施策（実施状況）

一般社会における雇用状況を勘案し、高い雇用ニーズがあると認められる情報通信業、建設業、今後さらに雇用の拡大が見込まれるホームヘルパーに係る資格取得を目的として、新たに10施設において、溶接科、情報処理科、フォークリフト科、ホームヘルパー科等8種目の職業訓練を開設し、職業訓練受講者数の増加を図るとともに、資格・免許の取得率の向上を図った。

(1) 職業訓練受講者数

平成17年度職業訓練受講者数は、2,469名で前年度を56名上回った。

年度別職業訓練受講者数

(単位:人)

年 度	13	14	15	16	17
職業訓練受講者数	1,923	2,191	2,182	2,413	2,469

法務省矯正局統計資料による。



(2) 職業訓練受講率

平成17年度における職業訓練受講率は3.5パーセントで、前年度を0.1ポイント下回った。

職業訓練受講率の推移

(単位：人，%)

年 度	15	16	17
受講者数	2,182	2,413	2,469
受刑者数	63,317	66,221	69,840
受講率	3.4	3.6	3.5

注) 「受講者数」は、当該年度に職業訓練を開始した総数を表す。

「受刑者数」は、当該年度の末日において、行刑施設に収容されている受刑者数を表す。

「受講率」は、受刑者数に占める受講者数の割合を表す。

(3) 業種別雇用情勢

産業別欠員率をみると、平成16年は、情報通信業に係る欠員率が高く、今後においても高い雇用ニーズがあると認められるところ、情報処理科職業訓練においては、前年度を39名上回る200名が同訓練を修了している。また、建設業については、下表のとおり、平成15年及び同16年に係る欠員率は低いものの、過去の推移については、他の業種と比較して高い欠員率であることが認められるところ、建設業関連の職業訓練である溶接科、小型車両建設機械科、建設機械科、玉掛科、クレーン運転科及び就職支援コース科においては、前年度を24名上回る計578名が同訓練を修了している。

産業別欠員率

(単位：%)

区分 年	鉱業	建設業	製造業	運輸・ 通信業	卸売・小 売業、飲 食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス 業
50	2.8	1.9	2.7	1.4	2.8	2.6	4.6	3.0
55	1.8	2.8	2.6	1.4	2.1	1.5	2.7	1.8
60	0.6	2.0	2.5	0.8	2.1	1.3	0.7	2.1
2	2.9	10.8	6.5	3.6	4.7	1.7	0.7	4.1
7	1.2	3.3	1.4	1.8	1.1	2.7	0.5	1.1
10	0.1	0.8	0.6	0.8	0.9	0.8	0.7	1.1
11	0.3	1.0	0.6	0.9	0.8	0.8	1.6	0.8
12	0.0	1.4	0.8	1.2	1.2	1.5	2.2	1.2
13	0.3	1.0	0.6	1.1	0.9	1.8	0.3	0.9
14	0.0	1.4	0.5	0.7	1.1	0.5	0.6	0.8
15	0.5	0.5	0.6	0.8	0.7	1.5	0.8	0.9

(単位：%)

区分 年	鉱業	建設業	製造業	電気・ガ ス・熱供 給・水道業	情 報 通 信 業	運 輸 業	卸 売 ・ 小 売 業	金 融 ・ 保 險 業	不 動 産 業	飲 食 店、 宿 泊 業	医 療、 福 祉	教 育、学 習 支 援 業	複 合 サ ー ビ ス 業	サ ー ビ ス 業 (*)
16	0.1	0.6	0.6	0.1	1.2	0.9	1.3	0.6	2.0	2.7	0.5	0.1	0.2	1.1

資料出所 厚生労働省「雇用動向調査」による。

\*他に分類されないもの

注) 欠員率 = 未充足求人数 / 常用労働者数 × 100 (%)

(4) 職業訓練の修了者数

平成17年度職業訓練修了者数は、2,141名で前年度を44名上回った。

年度別職業訓練修了者数

(単位:人)

年 度	13	14	15	16	17
職業訓練修了者数	1,671	1,952	1,876	2,097	2,141

法務省矯正局統計資料による。

(5) 資格取得者数の増加

資格、免許等を取得するため受験した受刑者のうち、前年度を259名上回る2,530名が資格、免許等を取得した。

資格免許等取得状況

(単位:人,%)

資格等		危険物取扱者	溶接技能者	針行-技師	自動車整備士	理容師	その他	合計	合格率
13	受験者	179	262	125	83	46	1,484	2,179	87.5
	合格者	160	212	117	81	38	1,298	1,906	
14	受験者	220	271	134	98	51	1,467	2,241	86.1
	合格者	178	223	119	95	49	1,265	1,929	
15	受験者	561	249	133	97	33	1,609	2,682	82.6
	合格者	412	229	120	96	32	1,325	2,214	
16	受験者	572	331	145	87	35	1,669	2,839	80.0
	合格者	386	282	117	84	33	1,369	2,271	
17	受験者	563	410	146	95	40	1,804	3,058	82.7
	合格者	405	366	115	92	39	1,513	2,530	

法務省矯正局統計資料による。

(6) 資格、免許等の取得者率

平成17年度資格、免許等の取得者率は、次表「資格免許等取得状況」のとおり82.7パーセントであり、前年度を2.7ポイント上回った。

2. 評価結果

(1) 職業訓練の新規開設及び既存の職業訓練の拡充を図った結果、職業訓練の受講者数は、前年度を53名上回っており、受刑者に対し、職業訓練の受講機会を広く与えていると評価できるところ、職業訓練受講率については、前年度を0.1ポイント下回る結果となった。これは、平成17年度末日における受刑者数が69,840名と、前年度末日に比べ、3,619名増加(対前年度比105.5パーセント)したことが原因であると考えられる。

(2) 職業訓練の新規開設及び既存の職業訓練の拡充を図った結果、前年度よりも、他業種に比べて高い欠員率が認められる業種に関連の深い職業訓練を実施することができ、その数も前年度を大幅に上回る2,530名(前年度比111.4パーセント)となった。

	<p>(3) 資格取得を目的とした職業訓練を新規に開設し、また、既存の職業訓練の拡充を図った結果、資格・免許の取得率は前年度を2.7ポイント上回り、効果的に職業訓練受講者に資格、免許等を取得させることができた。</p> <p>(4) 以上のとおり、本施策については、職業訓練受講率の若干の低下はあったものの、職業訓練の受講者数・修了者数そのものについては増加し、また、資格・免許取得率の増加も見られたことから、総じて有効であったものと評価できる。今後は、累犯受刑者や女子受刑者等を収容する施設においても、職業訓練受講者数の向上を図り、積極的に実施していく必要がある。また、引き続き労働需要に関する情報を収集・分析し、現下の過剰収容下においても実施可能で就職に有利となる訓練種目の企画立案を行う必要がある。</p>
見直しの有無	なし
備考	

## 平成 17 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	矯正局		
<b>施策等の名称</b>	矯正施設における教育活動の推進		
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>		
	<p>矯正施設に収容されている性犯罪者が、自らの過ちに気づき、自己の責任を自覚できるようになる。</p> <p style="text-align: center;"><b>【基準年次：平成 17 年度 評価総括年次：平成 19 年度】</b></p>		
	<b>達成目標</b>		
	矯正施設に収容されている性犯罪者の問題性を改善させるための教育プログラムを実施する。		
<b>指標</b>	性犯罪者の問題性を改善させるための教育プログラムの実施	<b>目標値等</b>	<p>平成 17 年度：教育プログラム作成</p> <p>プログラム作成後：対象者受講率 100 %</p>
<b>基本的考え方</b>	<p><b>1. 課題・ニーズ</b></p> <p>平成 16 年 11 月に発生した奈良の女児誘拐殺害事件を機に、性犯罪者の再犯防止に対する社会の関心が高まり、矯正施設における性犯罪者に対する処遇を充実させることが重要な課題となっている。</p> <p><b>2. 目的・意図（当該施策の必要性）</b></p> <p>刑務所等では、犯罪者を収容し、改善更生のための処遇プログラムを実施しており、性犯罪受刑者に対する指導についても、一部の施設において試行錯誤して作成したプログラムに基づいて実施してきたところであるが、性犯罪者に対する処遇の効果を高め、再犯防止に資するためには、統一的・科学的な処遇プログラムを受刑者に実施する必要がある。</p> <p><b>3. 当該施策の実施方法</b></p> <p>効果的な性犯罪者処遇プログラムを実施するため、性犯罪者処遇プログラム研究会において部外有識者等の意見を聞き、これを踏まえて効果的な性犯罪者処遇プログラムを策定・実施する。</p> <p><b>4. 基本目標と達成目標・指標の関係</b></p> <p>基本目標である「矯正施設に収容されている性犯罪者が、自らの過ちに気づき、自己の責任を自覚できるようになる。」を達成するためには、まずは、性犯罪者の問題を改善するための統一的・科学的な処遇プログラムの策定が必要であり、それを踏まえて、当該プログラムの実施が必要とされるすべての受刑者に受講させる必要があることから、プログラムの実施（受講率）を指標とした。</p> <p>なお、平成 17 年度についてはプログラムの策定についてのみを評価し、プログラムの実施（受講率）については、平成 18 年度からの 20 庁の刑事</p>		

	施設における実施をもって評価することとする。
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし
測定方法等	<p>1. 測定時期：平成18年3月31日</p> <p>2. 測定方法等</p> <p>本評価は、平成17年度については、「教育プログラム作成」を達成目標としているため、性犯罪者処遇プログラムの策定状況について評価することとする。</p>
評価の内容	<p>1. 平成17年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>性犯罪者処遇プログラム研究会を、平成17年4月から同年12月までの間に計5回開催した。</p> <p>第1回：研究会構成員に対し、矯正施設の収容状況、性犯罪受刑者の特徴等、保護観察制度の概要等について説明を行った。</p> <p>第2回：研究会構成員が川越少年刑務所で実施している性犯罪受刑者を対象とした処遇類型別指導を視察した。</p> <p>第3回：性犯罪者の処遇について、幅広い観点から検討するため、薬物療法及び社会内における性問題者の処遇についてヒアリングを実施した。</p> <p>第4回：カナダ連邦矯正局性犯罪者プログラム企画立案責任者による講演会を開催するとともに、講演会開催後に研究会構成員による質疑応答を行った。</p> <p>ワーキンググループ：構成員の指導を得ながら、矯正・保護のワーキング・グループにおいて処遇プログラムの開発作業を行った。</p> <p>第5回：法務総合研究所による研究結果及び研究会構成員による海外視察報告を踏まえて、矯正及び保護それぞれのワーキング・グループにおいて作成した処遇プログラム案について最終的な検討を行った。</p> <p>第5回の検討結果に沿って、平成17年度中に処遇プログラムを策定した。</p> <p>2. 評価結果</p> <p>平成17年度中に策定された性犯罪者処遇プログラムは、性犯罪者処遇プログラム研究会において検討され、構成員の専門領域である精神医学、心理学等のほか、刑事司法制度、矯正施設等の現状を踏まえた上で、関係者からのヒアリング、海外視察等を経て策定されたものである。その内容は、欧米諸国における実証研究により効果が認められている認知行動療法を基礎とし、リラプス・プリベンション技法等を活用したものであり、対象者の再犯リスクや処遇ニーズに応じた週2回8か月（高密度）から週1回3か月（低密度）程度のプログラムとなっている。本プログラムは、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行により、改善指導の一つとして受刑者に義務</p>

	化することができることとされており，また，社会内処遇とも一貫性を持つ内容となっていることから，平成18年度から，20庁の刑事施設において実施するに当たり，相応の効果が期待できるものであり，その点において，本施策については有効性が認められる。
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	該当事項なし
備考	

## 平成 17 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	矯正局		
<b>施策等の名称</b>	民間との協働による犯罪者の更生		
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>		
	行刑施設における職員の勤務負担の軽減を図り、被収容者処遇の質を向上させる。		
	<b>【基準年次・評価総括年次：平成 17 年度】</b>		
	<b>達成目標 1</b>		
	民間委託率の向上		
<b>指標</b>	民間委託ポスト数 / 職員数	<b>目標値等</b>	3.50% (17年度予算案)
<b>参考指標</b>	刑務所の民間委託率	16年度	1.22%
<b>基本的考え方</b>	<p><b>1. 課題・ニーズ</b></p> <p>(1) 行刑施設の過剰収容状況の長期化に伴い収容関係業務が大幅に増加し、この対応により職員の精神的・肉体的負担は著しく増大しており、その結果として、被収容者に対する矯正処遇の質の低下を招いている。</p> <p>行刑施設における職員の勤務負担は、職員 1 人当たりの負担率が 4 名を超え（平成 8 年度 2.87 人 平成 16 年度 4.4 人 約 1.5 倍）、欧米諸国と比べても著しく高いこと、年次休暇取得が困難であること（保安職員の平成 16 年度平均年休取得日数は 3.9 日）、4 週 8 休が確保できない施設が多数であること（74 庁中 65 庁）等、なお一層、厳しさを増している状況にある。</p> <p>(2) このことは、必要な箇所に必要な人員を配置できず、被収容者処遇の円滑な実施に支障を生じていること、総務部職員が常態的に処遇の配置応援に就かざるを得ない状況にあることから、その結果として総務部職員の業務処理が時間外に行われることにより、総務部業務が遅滞すること、過剰な業務負担により職員のストレスが増大し、職員士気に影響を及ぼしていることなどの問題が生じている。</p> <p><b>2. 意図・目的（当該施策の必要性）</b></p> <p>(1) このような状況の中で、職員の過重負担を解消するとともに、矯正処遇の充実を図り、被収容者の改善更生に資するためには、刑務官等所要の要員の確保が必要不可欠であり、現に平成 17 年度については、平成 16 年度に引き続き、大幅に職員が増員されたところではあるが、これをもってしてもなお不足する要員は、民間委託を積極的に推進・展開することで、必要な配置ポストを確保していく必要がある。</p> <p>(2) 民間委託の推進については、平成 16 年度予算編成から、「政策群」として位置付けられたが、これは、歳出改革を一層推進させるため、予算配分の重点化・効率化に当たり、政策目標の実現に向け、「民間の潜在力を</p>		

	<p>最大限引き出すための制度改革，規制改革等の施策と予算の組合せ」を意図して予算編成方針に盛り込まれたものである。</p> <p>(3) 当該施策である「民間との協働」については，行刑施設の過剰収容問題と，職員の勤務負担が極めて重くなっているところ，業務の民間委託を推進し，あるいはPFI手法を活用した施設整備の推進を主眼としており，正に現在矯正が求められている規制改革等の動きにも合致したものである。</p> <p>(4) また，平成17年度予算編成の基本方針においても，政策群等，重点課題における全ての事業予算について成果目標を提示し，厳格な事後評価を行い，政策評価等を活用し，歳出の効率化・合理化を進めると明言されているところであり，当該施策は，今後も積極的に政策評価を行うべきであると思料する。</p> <p><b>3．当該施策の実施方法</b></p> <p>総務部及び処遇部における職務分担の見直しを図り，「民間がでできることは民間に」という原則の下，民間委託を積極的に推進することにより，配置職員を確保することで，本来，被収容者の処遇に携わるべき職員を，本来の配置に戻し，被収容者の円滑な社会復帰に向けた各種指導の充実を図る。</p> <p><b>4．基本目標と達成目標・指標との関係</b></p> <p>基本目標である「行刑施設における職員の勤務負担の軽減を図り，被収容者処遇の質を向上させる。」を達成するに当たっては，刑務官等の職員について，被収容者の処遇に直接携わる配置箇所にも再配置をすることが必要であり，そのためには，職員以外による実施が可能な業務を精選し，その民間委託を推進していくことが必要であることから，民間委託率を，本評価の指標とした。</p>
<p><b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b></p>	<p>被収容者の収容動向（行刑施設の受刑者等収容人員の大幅な増加）</p>
<p><b>測定方法等</b></p>	<p>1．測定時期：平成17年4月1日</p> <p>-----</p> <p>2．測定方法等 民間委託率（民間委託ポスト／職員数）により評価する。</p>
<p><b>評価の内容</b></p>	<p>1．平成17年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>行刑施設の民間委託実施状況</p>



事 項	平成17年度 (単位:ポスト)
業務の民間委託(アウトソーシング)の促進	617
正門警備業務	72
自動車運転業務	43
総務系(庶務)業務	74
総務系(用度)業務	74
総務系(会計)業務	0
通訳業務	14
女子施設警備業務	7
運動場等周辺監視業務	33
差入窓口受付業務	29
領置倉庫維持管理業務	17
保安事務処理業務	33
書信事務処理業務	56
総合警備システム監視卓業務	51
被収容者データ管理システム入力業務	10
構外巡回警備業務	68
被収容者カウンセラー業務	24
医療事務処理業務	12

## 2. 評価結果

平成16年度において、  
民間委託ポスト数212ポスト/職員数17,378名 = 1.22%  
であった民間委託率が、平成17年度においては、  
民間委託ポスト数617ポスト/職員数17,645名 = 3.50%  
となっており、こうした民間委託の推進により、総務部及び処遇部における  
の職務分担を見直し、職員を被収容者の処遇に直接携わる配置箇所に再配置  
することができた。

この結果、処遇部門においては、警備及び処遇、教育等の実施に係る職員  
配置が改善されたことで、被収容者の円滑な社会復帰に向けた各種指導の充  
実が図られ、その結果、被収容者処遇が向上したことから、本施策について  
は有効性が認められる。

今後も現下の社会情勢や犯罪発生状況、刑の厳罰化・長期化等の傾向から、  
行刑施設の過剰収容は、継続することが見込まれているが、昨今の国家公務  
員の厳しい定員事情を勘案すると、本施策の基本目標を達成するための所要  
の要員を確保するには、今後も更なる民間委託の拡大を図っていくことが必  
要不可欠である。

見直しの有無

該当事項なし

学識経験を

有する者の 知見の活用 備考	該当事項なし
----------------------	--------

## 平成 17 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	矯正局		
<b>施策等の名称</b>	行刑施設における過剰収容の緩和		
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>		
	行刑施設における被収容者の拘禁の確保と円滑な施設運営を図り、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築する。 【基準年次・評価総括年次：平成 17 年度】		
	<b>達成目標</b>		
	過剰収容下にある行刑施設において、収容能力拡充のための整備を促進する。		
	<b>指標</b>	年度末現在の収容率	<b>目標値等</b>
<b>参考指標</b>	平成 16 年度末における行刑施設の収容率 101.4 %		
<b>基本的考え方</b>	<p><b>1. 課題・ニーズ</b></p> <p>(1) 近年の我が国の急激な国際化の進展，経済不況による失業者の増加，地域社会の連帯機能の低下などの経済・社会構造の変革に伴って犯罪情勢にも大きな変化が生じ，犯罪発生件数が増加するとともに，犯罪の凶悪化により公判請求件数の増加傾向と刑の長期化傾向が進行し，これに伴い，初犯受刑者，外国人受刑者，女子受刑者及び高齢受刑者を中心に受刑者が著しく増加しており，行刑施設においては，平成 13 年秋以降，収容人員が収容定員を大幅に上回る「過剰収容」が常態化している。</p> <p>(2) 過剰収容下にある行刑施設では，居室に定員を超過して被収容者を収容せざるを得ないため，収容環境が著しく悪化し，これに伴うストレスの増大を背景として，職員に対する暴行・傷害件数，被収容者相互の同衆暴行・傷害件数，規律違反行為による懲罰事案数，施設や職員に対する不服申立件数が著しく増加し，これらへの対応も含めた職員の業務量が著しく増大していることも相まって，被収容者の拘禁の確保と改善更生のための矯正教育の実施に重大な支障が生じている。</p> <p>(3) こうした過剰収容状態は，行刑施設の運営はもとより，刑事司法システム全体にも重大な支障を及ぼしている。すなわち，犯罪が発生して容疑者を逮捕した場合，刑事司法手続に従って，警察留置場から拘置所，次いで，拘置所から刑務所へと移監されることとなっているが，刑務所の過剰収容の影響により，拘置所に刑務所への移監対象既決被収容者が滞留し，その影響で警察署留置場には拘置所への移監対象被告人等が滞留することもあるため，警察における検挙・捜査活動や検察における捜査・公判活動を阻害する要因にもなりつつある。</p> <p>(4) 行刑施設の過剰収容状態を解消し，犯罪者の拘禁を厳正に確保するとともに，その改善更生のために人権に配慮しつつ社会復帰のための適切な矯</p>		

正教育を施すことは、刑罰法令を適正に執行すべき国の責務である。

- (5) 刑事司法システムが十全に機能することにより、国民の治安に対する安心感と同システムに対する信頼が醸成され、この信頼により、犯罪の申告や情報提供など、捜査・公判活動への協力、刑務所からの仮釈放者等に対する社会内処遇への支援が得られ、良好な治安が維持されるものであるところ、現在のような行刑施設の状態を放置すれば、こうした国民の協力や支援が得られなくなるばかりか、逃走等の保安事故に止まらず、施設内の規律が崩壊するなど重大な社会不安を惹起する危険性があり、行刑施設の過剰収容問題に緊急かつ適切に対処することは、現下の治安対策の要である。

## 2. 目的・意図（当該施策の必要性）

- (1) 行刑施設における過剰収容状態を早期に解消し、被収容者の適正な居住環境を確保し、対職員や被収容者相互の暴行・傷害事案、規律違反行為による懲罰事案及び施設や職員に対する不服申し立て件数を減少させることにより、職員負担の軽減を図り、施設内の厳正な規律を維持するとともに、被収容者に対する改善更生のための適正な矯正教育が円滑に実施できるようになる必要がある。
- (2) 行刑施設の過剰収容を解消することにより、警察留置場から拘置所へ、拘置所から刑務所へとといった対象者の移監の円滑化を図ることによって、適切な警察における検挙・捜査活動や検察における捜査・公判活動を担保し、刑事司法システムを十全に機能させる必要がある。
- (3) 刑罰法令の適正な執行という国家の責務を履行する観点、さらには、急速に悪化しつつある犯罪情勢に的確に対処して、治安の「最後の砦」としての機能を回復するとともに、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するための治安対策を推進する観点から、行刑施設、特に刑務所における過剰収容状態を早急に解消する必要がある。

## 3. 当該施策の実施方法

行刑施設において、収容棟等の新・増設工事を実施し、過剰収容解消のための収容能力の拡充を図る。

## 4. 基本目標と達成目標・指標の関係

基本目標である「行刑施設における被収容者の拘禁の確保と円滑な施設運営を図り、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築する。」を達成するためには、まずは、行刑施設の収容能力拡充が不可欠であり、それを前提として、施設内の規律の維持や矯正処遇の円滑な実施、ひいては刑事司法システムの円滑な運営が図られるものであることから、収容能力の拡充による収容率の減少を指標とした。

目標達成に影響を及ぼす可

被収容者の収容動向（行刑施設の受刑者等収容人員の大幅な増加）

能性のある外部要因	
測定方法等	<p>1. 測定時期：平成18年3月31日（平成17年度末）</p> <p>2. 測定方法等 平成17年3月31日（平成16年度末）との収容率の比較</p>
評価の内容	<p>1. 平成17年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>(1) 平成17年度内に増加した行刑施設の収容定員別紙の1のとおり</p> <p>(2) 平成17年度予算において措置された行刑施設の収容能力拡充対策別紙の2のとおり</p> <hr/> <p>2. 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度末 収容人員 77,076人（受刑者 66,212人） 収容定員 76,043人（受刑者 58,906人） 収容率 101.4%（受刑者 112.4%）</li> <li>・平成17年度末 収容人員 79,705人（受刑者 69,841人） 収容定員 77,953人（受刑者 60,712人） 収容率 102.2%（受刑者 115.0%）</li> <li>・平成16年度末と平成17年度末の比較 収容人員 +2,629人（受刑者+3,629人） 収容定員 +1,910人（受刑者+1,806人） 収容率 +0.8ポイント（受刑者+2.6ポイント）</li> </ul> <p>(1) 平成16年度末の行刑施設における収容人員は77,076人（受刑者 66,212人）であったところ、平成17年度末は79,705人（受刑者 69,841人）と、2,629人（受刑者 3,629人）増加し、過剰収容対策として収容能力拡充のための収容棟等増築工事等を実施した結果、収容定員を76,043人（受刑者 58,906人）から77,953人（受刑者 60,712人）と、1,910人（受刑者 1,806人）増加させることができたものの、収容率は101.4%（受刑者 112.4%）から102.2%（受刑者 115.0%）と0.8ポイント（受刑者 2.6ポイント）増加している。</p> <p>収容率が増加した原因は、平成17年度中に工事が完成する予定であった増築等工事のうち、大雪などの悪天候等により、完成時期が平成18年度にずれ込んだ工事（別紙の3）があったためであり、これらは平成18年度中には完成する見込みである。</p> <p>これらが完成すれば収容定員は5,447人（受刑者 5,447人）増加し、平成17年度末の収容人員が変わらないと仮定すると、収容率は95.6%（受刑者 105.6%）となり、平成16年度末の収容率と比較すると5.8ポイント（受刑者 6.8ポイント）減少することになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度にずれ込んだ増築工事完成後</li> </ul>

収容人員 79,705 人 (受刑者 69,841 人)

収容定員 83,400 人 (受刑者 66,159 人)

収容率 95.6 % (受刑者 105.6 %)

・平成 16 年度末との比較

収容人員 + 2,630 人 (受刑者 + 3,629 人)

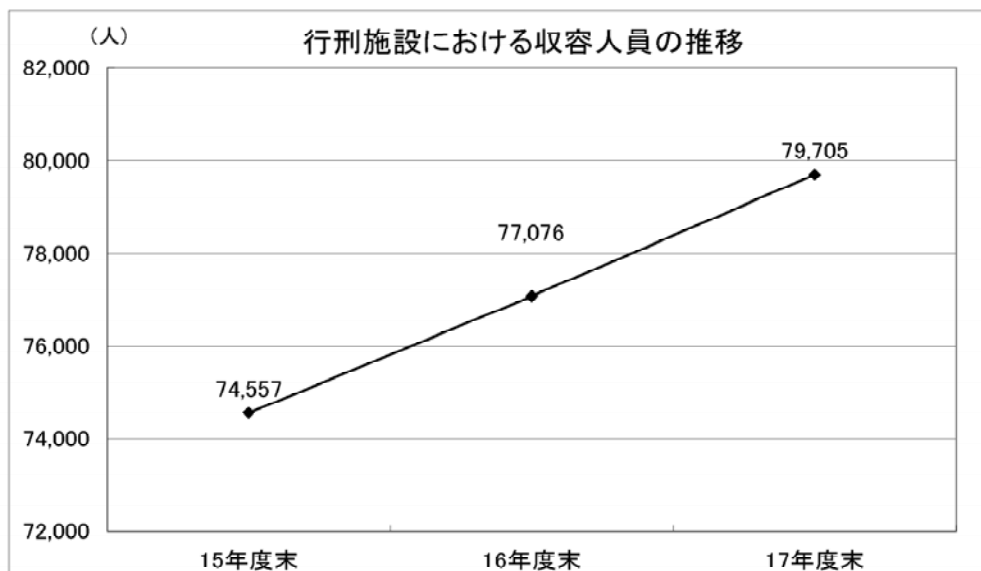
収容定員 + 7,357 人 (受刑者 + 7,253 人)

収容率 5.8 ポイント (受刑者 6.8 ポイント)

平成 17 年度中の増築工事等の工事遅延は、気象条件等の不可抗力によるやむを得ない事情であり、これらが予定どおり完成していれば、行刑施設の過剰収容は確実に緩和されていたものと推測され、行刑施設の過剰収容対策として、収容能力拡充のための収容棟等の増築は有効性が認められる。

(2) 平成 17 年度予算 (当初・補正) により、P F I 手法を活用した刑務所の新設も含め、今後、さらに 3,406 人分 (受刑者 3,099 人分) の収容能力を拡充するための施設整備を実施する計画である。

(3) 近年の行刑施設の収容人員の推移は下表のとおりであり、今後も増加傾向が続くことが予想されることから、引き続き同施策を実施していく必要がある。



見直しの有無

該当事項なし

学識経験を

該当事項なし

有する者の

知見の活用

備考

別紙

1 平成17年度内に増加した行刑施設の収容定員（見込み）

（単位：人）

施設名	増加定員		備考
	既決	未決	
札幌刑務所	414	414	
網走刑務所	400	400	
福島刑務所	40		40
宇都宮拘置支所	76		76
長野刑務所	280	280	
広島刑務所	84	84	
鳥取刑務所	186	186	
大分刑務所	382	394	12
模様替え等	48	48	
合計	1,910	1,806	104

2 平成17年度予算において措置された行刑施設の収容能力拡充対策

（単位：人）

施設名	増加定員		備考
	既決	未決	
（当初予算）			
札幌刑務所	782	782	
周南拘置支所	31	20	11
美祢社会復帰促進センター （仮称）	1,000	1,000	
模様替え	47	47	
（補正予算）			
札幌刑務所	(205)	(205)	
網走刑務所	400	400	
山形刑務所	154	154	
名古屋拘置所	296		296
広島刑務所	180	180	
岡山刑務所	135	135	
高松刑務所	69	69	
福岡刑務所	270	270	
大分刑務所	89	89	
合計	3,453	3,146	307

### 3 平成18年度に完成がずれ込んだ増築工事等による収容定員増加見込み

(単位：人)

施設名	増加定員		備考
		既決	
月形刑務所	1,200	1,200	
札幌刑務支所	423	423	
宮城刑務所	100	100	
山形刑務所	80	80	
黒羽(喜連川)刑務所(仮称)	2,000	2,000	
名古屋刑務所	300	300	
第二加古川刑務所(仮称)	1,000	1,000	
松江刑務所	344	344	
合計	5,447	5,447	0



## 平成 17 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	矯正局			
<b>施策等の名称</b>	行刑行政の透明性の確保			
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>			
	行刑に関連する情報を積極的に公開することにより，行刑行政に対する国民の理解を深める。			
	<b>【基準年次・評価総括年次：平成 17 年度】</b>			
	<b>達成目標 1</b>			
	公表・開示する行刑関連情報を増やす。			
	<b>指標 1</b>	公開する行刑関連情報の項目数（訓令・通達類，各種統計，施設運営に係る情報等）	<b>目標値等</b>	対前年度増
	<b>指標 2</b>	一般市民を含む施設見学，広報等の機会の数	<b>目標値等</b>	対前年度増
<b>達成目標 2</b>				
民間外部協力者等が行刑施設の活動に協力・参加する機会を増やす。				
<b>指標</b>	行刑施設の活動に協力・参加した民間外部協力者の延べ数	<b>目標値等</b>	対前年度増	
<b>基本的考え方</b>	<p><b>1．課題・ニーズ</b></p> <p>行刑運営については，受刑者の社会からの隔離，施設内における秩序の維持，被収容者のプライバシーの保護の観点等から，行刑密行主義が採られてきたため，国民の理解が十分でない。</p> <p><b>2．目的・意図（当該施策の必要性）</b></p> <p>過剰収容をはじめとする様々な問題を抱える状況下において，行刑運営の充実を図るためには，行刑施設が国民により一層理解され，支えられる存在になることが必要であり，そのためには，被収容者のプライバシーや行刑施設の安全確保に配慮しつつ，行刑に関連する情報の公開・開示を進め，また，民間外部協力者等の行刑施設の活動への協力・参加の拡大を図ることが重要である。</p> <p><b>3．当該施策の実施方法</b></p> <p>国民に公表・開示する行刑関連情報の項目数を増やすほか，行刑施設で催される行事への地域住民の参加や，地域の有識者による講話の機会を増やしたりするなど，行刑施設から地域社会に対して積極的に広報し，情報を発信していく。</p> <p><b>4．基本目標と達成目標・指標の関係</b></p>			

基本目標「行刑に関する情報を積極的に公開することにより，行刑行政に対する国民の理解を深める。」については，国民の理解の度合いを図る明確な指標は存在しないところではあるが，情報の公表や広報活動等によって従来密行主義とされてきた行刑施設の実情を広く国民に知らせ，また，行刑施設の活動における国民の関与の機会を拡大していくことは，本目標の達成に大きく寄与するものと言えることから，公開する行刑関連情報の項目数，一般市民を含む施設見学，広報等の機会の数，及び行刑施設の活動に協力・参加した民間協力者の延べ数を指標とした。

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因

特になし

測定方法等

1. 測定時期：平成17年度

2. 測定方法等

それぞれ，行刑施設における実施結果により測定した。

評価の内容

1. 平成17年度に講じた施策（実施状況）

(1) 矯正施設における処遇関係情報の透明化を促進するとともに矯正の実情を広く国民に理解してもらうために当初月末収容人員ほか5項目（合計6項目）について公表することとし，各矯正管区において，前月末の全国矯正施設収容状況（速報値）に基づき，毎月それぞれの管内施設の処遇関係情報を記者説明会（会見）又は地元記者クラブ幹事社あてにファクシミリ送信（いわゆる投込み）している。また，平成17年7月25日付け矯正局長通知「管内処遇情報等の定期的な公表における公表情報の追加について」により，国際受刑者移送実施人員を新たに追加した。

(2) 行刑運営について施設所在の近隣住民等国民の理解を深めるため，平成16年3月29日付け矯正局長通達「広報を目的とした施設見学の実施について」により，各施設において少なくとも年1回，適宜の方法で広報見学の希望者を募り，広報見学を行うこととしたところ，前年度の実施結果は下表のとおりである。

なお，平成18年5月24日に施行された刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律に伴い前述の通達は廃止されたものの，従来の参観の一形態として存置することとなった。

広報目的の施設見学実施状況

	実施回数	参加者数
平成16年度	197	17,050
平成17年度	200	27,434

平成16年度の数値は，平成16年3月29日から翌年3月31日までの数値である。

- ( 3 ) 被収容者の徳性を涵養するとともにその心情の安定を図り，又はその規範意識を覚せいさせるための教誨や，被収容者の教養を深め，趣味を向上させ，技能を高め，精神的煩悶を解決し，将来の生活方針を立てることなどを目的とした篤志面接委員（民間の学識経験者，宗教家など）による助言指導は従来から民間の外部協力者からの協力を得て実施しているところ，前年度の実施結果は下表のとおりである。

篤志面接委員による面接指導状況

	委員数	実施回数
平成16年	1,898	27,151
平成17年	1,859	26,370

教誨師による教誨実施状況

	教誨師数	実施回数
平成16年	1,947	20,216
平成17年	1,929	20,717

## 2. 評価結果

- ( 1 ) 公開・開示する行刑関連情報の項目数については，前年度と比較して1項目増となった。なお，各矯正管区における管内施設の処遇関係情報の提供方法は，地元記者クラブ幹事社等と事前協議の上，記者説明会（会見）又は地元記者クラブ幹事社あてのファクシミリ送信（いわゆる投込み）のいずれかの方法を選択しているところ，過剰収容の状況が新聞報道されることも多くなっている。
- ( 2 ) 一般市民を含む施設見学・広報等については，前年度と比較して実施回数3回増，延べ人数10,384人増となった。各行刑施設における広報を目的とした施設見学は，近隣住民や地元記者クラブ所属の報道関係者等に案内状を送付したり，広報誌に掲載し広く希望者を募る方法により実施しており，特に報道関係者を対象とした広報見学会を実施した場合には，その様子が新聞報道されるなどしている。
- ( 3 ) 行刑施設の活動に協力・参加した民間外部協力者の延べ数については，前年度と比較して若干減少しているものの，おおむね昨年度同様の水準を維持することができた。
- ( 4 ) 以上のとおり，各指標については，前年度より向上した数値又は前年度と同レベルの数値を確保することができ，その効果が新聞報道の内容にも見られるなど，本施策は行刑行政に対する国民の理解を得ることに資する有効な施策であったと評価することができることから，今後も引き続き実施していく必要がある。

見直しの有無

特になし

学識経験を 有する者の 所見の活用	特になし
備考	特になし

## 平成 17 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	保護局			
<b>施策等の名称</b>	更生保護活動の推進			
<b>目 標</b>	<b>基本目標 1</b>			
	保護観察対象者が改善更生する。 【基準年次：平成 15 年度 評価総括年次：平成 18 年度】			
	<b>達成目標 1</b>			
	保護観察処遇の充実強化を図る。			
	<b>指標 1</b>	社会参加活動の活動場所の確保	<b>目標値等</b>	基準年次の数を維持
	<b>指標 2</b>	覚せい剤事犯仮出獄者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合	<b>目標値等</b>	基準年次に比して 10% 増
	<b>指標 3</b>	成人性犯罪等対象者への処遇プログラムの実施	<b>目標値等</b>	平成 17 年度：プログラム作成 プログラム作成後：全保護観察所（50 庁）におけるプログラムの実施
	<b>参考指標</b>	類型別処遇における主な類型の認定割合		
	<b>達成目標 2</b>			
	保護観察対象者の就業を確保する。			
	<b>指標 1</b>	保護観察終了者に占める無職者の割合	<b>目標値等</b>	基準年次に比して 5% 減
	<b>指標 2</b>	協力雇用主の数	<b>目標値等</b>	基準年次の数を維持
	<b>達成目標 3</b>			
長期刑仮出獄者の社会復帰を促進する。				
<b>指標</b>	中間処遇実施予定者の選定率	<b>目標値等</b>	対基準年次増	
<b>基本的考え方</b>	<p>&lt; 達成目標 1 &gt;</p> <p>1. 課題・ニーズ</p> <p>保護観察は、犯罪や非行をした者を社会の中で生活させながら、その改善更生を図るものであるが、近年の犯罪情勢の悪化等を受けて、複雑かつ深刻な問題性を抱える保護観察対象者も増加している。</p> <p>2. 目的・意図（当該施策の必要性）</p> <p>保護観察対象者が抱える個々の問題性等に対応した保護観察処遇を実施するとともに、更にこれを充実強化するための施策を整備・推進することによって、保護観察対象者の改善更生を図る。</p> <p>3. 施策の実施方法</p> <p>保護観察処遇の充実強化のための施策としては、社会参加活動や類型別処遇等が挙げられる。</p>			

「社会参加活動」は、少年の保護観察対象者に対し、介護・清掃等の奉仕活動や各種体験活動等の社会的な活動に参加させることを通して、社会常識の会得や集団内における健全なコミュニケーションの学習等を図るものである。

「類型別処遇」は、覚せい剤関係、性犯罪関係等の保護観察対象者が持つ固有の特性や問題性に焦点を当てて、効果的な処遇を実施することを目的とする制度である。中でも、覚せい剤事犯仮釈放者に対しては、本人の自発的意思に基づく簡易尿検査を全国の保護観察所で実施しているところである。また、成人性犯罪等対象者に対しては、新たに処遇プログラムを策定し、全国の保護観察所で実施することとしている。

#### 4．基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標である「保護観察対象者が改善更生する」ためには、保護観察処遇自体の充実強化が基本となることから、「保護観察処遇の充実強化を図る。」を達成目標とした。

上記達成目標の達成度については、社会参加活動については指標1により、覚せい剤事犯仮釈放者に対する簡易尿検査については指標2により、成人性犯罪等対象者に対する処遇プログラムについては指標3によりそれぞれ測定することとした。

##### < 達成目標2 >

#### 1．課題・ニーズ

就業は健全な社会生活の中心となるものであり、犯罪や非行をした者が自立した生活を営む上での基盤となるものである。しかし、近時の雇用情勢のもと、保護観察対象者の就業の確保は極めて困難なものになっている。加えて、高齢対象者や、対人関係上の問題や社会適応力の制約等の問題を抱えた対象者など、就業を確保する上で特段の働き掛けを要する者が増加する傾向にある。

#### 2．目的・意図（当該施策の必要性）

保護観察対象者の就業を確保するための施策を積極的に推進することで、保護観察対象者の就業状況を安定させ、改善更生を図る。

#### 3．施策の実施方法

保護観察対象者の就業確保のための施策としては、対象者本人への指導、協力雇用主の確保等が挙げられる。

保護観察対象者は対人能力、社会適応能力に問題を抱える者が多く、そのことが職に就けないこと、職に就いても長続きしないことの原因の一つとなっているため、対人能力、社会適応能力の向上を目的とした就労指導が重要となる。

「協力雇用主」は、保護観察対象者の雇用等に積極的に協力しようとする民間の事業主であり、保護観察対象者の就業を確保する上で協力雇用主の拡

充・活用は不可欠である。

#### 4．基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標である「保護観察対象者が改善更生する」ためには、保護観察対象者が就業を確保し、自立した生活を営むことが重要となることから、「保護観察対象者の就業を確保する。」を達成目標とした。

上記達成目標の達成度については、保護観察対象者の就業の状態については指標1により、保護観察対象者の就労を支援する協力雇用主の体制については指標2によりそれぞれ測定することとした。

#### <達成目標3>

##### 1．課題・ニーズ

長期刑受刑者(無期刑受刑者及び執行すべき刑期が8年以上の受刑者)は、犯した罪が重大であること、その資質面等において複雑困難な問題を有する場合が少なくないこと、長期にわたり社会から隔離されていることなどにより、その社会復帰に際しては特に困難を伴うことが多い。

##### 2．目的・意図(当該施策の必要性)

長期刑受刑者が社会復帰するに際しては上記のような困難が伴うことから、その仮釈放審理及び仮釈放後の保護観察においては、通常の仮釈放者とは異なる処遇等を行い、その円滑な社会復帰を促進することが重要である。

##### 3．当該施策の実施方法

現在、長期刑受刑者を仮釈放させる場合、中間処遇(仮釈放後の一定期間、仮釈放者を更生保護施設に居住させて行う社会適応訓練等)を実施しており、その実施対象者の選定は、受刑者本人の同意を得て、地方更生保護委員会が行っている。長期刑仮釈放者を円滑に社会生活へと移行させ、その社会復帰を促進する上で、中間処遇を充実し、できるだけ多くの長期刑仮釈放者が中間処遇の対象となるよう、地方更生保護委員会における選定の適正・積極化を図ることが必要である。

#### 4．基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標である「保護観察対象者が改善更生する」ためには、長期刑受刑者についてはその社会復帰に特に困難を伴い、仮釈放後の一定期間、更生保護施設に居住させて社会適応訓練等を行う中間処遇の実施が必要であることから、「長期刑仮出獄者の社会復帰を促進する。」を達成目標とした。

上記達成目標の達成度については、地方更生保護委員会における中間処遇実施予定者の選定率(選定対象となる長期刑受刑者全体に占める中間処遇実施予定者として選定されている長期刑受刑者の割合)により測定することとした。

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外

<達成目標1> 特になし

<達成目標2>

平成17年平均の完全失業率：4.4%(16年4.7%, 15年5.3%)

部要因	<p>平成17年平均の有効求人倍率：0.95（16年0.83，15年0.64）          その他景気の動向により，就職先の確保が困難になる場合がある。</p> <p>&lt;達成目標3&gt; 特になし</p>
測定方法等	<p>1.測定時期：平成18年3月31日</p> <p>2.測定方法等</p> <p>&lt;達成目標1&gt;</p> <p>保護観察対象者の抱えている問題は極めて多面的であり，保護観察を実施する期間も個々に異なるため，一定の期間における改善更生の度合い等について，一律の指標，目標等を設定することは困難である。そこで，目標達成のために行った施策の実施状況を中心として評価する。</p> <p>&lt;達成目標2&gt;</p> <p>多くの統制困難な外部要因の影響を受けるため，その達成度合いを数値化することは困難であるが，目標達成のために行った施策の実施状況を示す指標として，保護観察終了者に占める無職者の割合及び協力雇用主の数を測定し評価する。</p> <p>&lt;達成目標3&gt;</p> <p>長期刑受刑者の仮釈放審理等の実施状況については，地方更生保護委員会から報告を求めており，同報告中の</p> <p>中間処遇実施予定者選定の調査対象となる長期刑受刑者数          中間処遇実施予定者として選定されている長期刑受刑者数          の各数値から，中間処遇実施予定者の選定率を算出する。</p>
評価の内容	<p>1.平成17年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>&lt;達成目標1&gt;</p> <p>「社会参加活動」については，全国の保護観察所において，民間団体の協力も得ながら，特別養護老人ホーム等福祉施設における介護・清掃活動，知的障害者授産施設での共同作業等の多数回の活動を実施した。</p> <p>「類型別処遇」については，平成16年度から覚せい剤事犯仮釈放者の改善更生を目的とした，本人の自発的意思に基づく簡易尿検査を導入し，平成17年度はその拡充に努めた。また，成人性犯罪等対象者に対しては，平成17年4月から精神医学や心理学等の専門家による性犯罪者処遇プログラム研究会を立ち上げ，効果的な処遇を実現するための科学的・体系的なプログラムの策定に取り組んだ。</p> <p>&lt;達成目標2&gt;</p> <p>保護観察対象者に対する就労指導の充実策として，社会生活技能訓練等の処遇技法を活用して，適職の探し方，就職活動の方法，就労先での対人関係の在り方等について指導を行った。</p> <p>協力雇用主の確保等については，より多くの事業主に協力雇用主として協力してもらえよう，“社会を明るくする運動”等の機会をとらえて広報を</p>



行った。

社会生活技能訓練（SST：social skills training）

自分の考えや感情，要求等をうまく他者に伝えられるように，日常生活での困難場面を取り上げ実際に演じさせることでコミュニケーションの技能を学ばせるもの。

### < 達成目標 3 >

全国会同の場において，地方更生保護委員会が実施する長期刑受刑者に対する調査等の充実を図るとともに，計画的かつ積極的に中間処遇実施予定者としての選定手続を進めることについて指示をした。

## 2. 評価結果

### < 達成目標 1 >

社会参加活動については，前年度と比較すると，活動場所は基準年次である平成15年の312か所から平成17年には298か所（基準年比95.5%）になるなど，やや減少している。ただし，社会参加活動参加者のおよそ8割を占める保護観察処分に付された少年（交通事件を除く）の新規受理人員数合計は，基準年次である平成15年の17,778人から平成17年には15,792人（基準年比88.8%）と減少していることから，同活動の参加者の中心となる保護観察対象少年数の減少が影響しているものと思われる。

しかし，社会参加活動実施庁に対する調査では，活動に参加した少年の自己有用感や達成感の獲得，視野の拡大，社会性の涵養になったなど，肯定的な感想がほとんどであり，社会参加活動は保護観察対象者の社会適応の向上ひいてはその改善更生につながっていると考えられることから，本施策は有効である。また，社会参加活動は多くの保護観察対象少年を一度に集めて行うものであり，個別的な処遇と比較して効率的な実施が可能となっている。

したがって，今後は現在の活動先を確保しつつ，保護観察対象者に積極的に参加を働きかけていくとともに，活動内容の多様化を図り，その実施方法，参加者の選定等についても更に工夫をする必要がある。

社会参加活動の活動場所

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
活動場所数	312か所	310か所	298か所

類型別処遇については，覚せい剤事犯対象者に対する簡易尿検査が活発になされた。保護観察終了時成績「良好」の占める割合は基準年次である平成15年に比べて向上しており，有効性が認められる。したがって，今後も簡易尿検査の適切な活用を通じ，保護観察処遇の一層の充実強化に努める。また，成人性犯罪等対象者に対する処遇プログラムについては，矯正局と連携して平成17年度中にプログラムを策定した。今後は，その円滑な導入・実施のため，保護観察官に対する研修を行い，専門的知識を有

する保護観察官の養成を図るとともに、全国の保護観察所における処遇プログラムの実施を目指す。

覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合

年度	平成15年	平成16年	平成17年
「良好」の占める割合	41.8%	46.1%	45.9%

参考指標：類型別処遇における主な類型の認定割合

	覚せい剤	性犯罪
全 体	7.9%	3.9%
保護観察処分少年	1.0%	1.8%
少年院仮退院者	4.1%	4.2%
仮釈放者	22.2%	4.4%
保護観察付執行猶予者	12.1%	6.5%

保護観察の種類

「保護観察処分少年」とは、家庭裁判所の決定により保護観察処分を受けた者をいう。

「少年院仮退院者」とは、少年院から仮退院を許された者をいう。

「仮釈放者」とは、行刑施設から仮釈放を許された者をいう。

「保護観察付執行猶予者」とは、刑の執行を猶予され、保護観察に付された者をいう。

#### < 達成目標 2 >

平成17年の保護観察終了者に占める無職者の割合は、基準年次である平成15年と比較すると全体として減少傾向を示しており、就労指導の充実により保護観察対象者の就業が改善しつつあることがうかがわれる。

保護観察終了者全体（終了時の職業が不詳の者は除く）に占める無職者（定収入のある無職者、学生・生徒、家事従事者を除く）の割合及び無職者数

	平成15年	平成16年	平成17年
全 体	23.8% (11,858人)	23.2% (11,488人)	22.3% (10,532人)
保護観察処分少年	14.6% (3,637人)	14.2% (3,355人)	12.9% (2,787人)
少年院仮退院者	26.3% (1,445人)	24.1% (1,346人)	23.3% (1,230人)
仮釈放者	32.7%	31.3%	29.3%

	(4,786人)	(4,859人)	(4,575人)
保護観察付執行猶予者	40.6% (1,990人)	39.9% (1,928人)	40.6% (1,940人)

全国の協力雇用主数は、平成18年4月1日現在でみると、前年に比べ、11事業者減少しているものの、被雇用者数については58人と増加していることから、協力雇用主の理解が進んだことによる一定の成果が上がっていると言える。しかしながら、依然として保護観察対象者の雇用情勢は厳しく、今後とも保護観察対象者の就業を確保するために、より有効な就労指導の方法について検討していく。また、協力雇用主についても、協力雇用主の拡大に努めるとともに、既存の協力雇用主に対しても一層の協力を求めていく必要がある。

#### 全国の協力雇用主数及び被雇用者数

	平成16年4月1日	平成17年4月1日	平成18年4月1日
協力雇用主数	5,547	5,745	5,734
被雇用者数	492	597	655

#### < 達成目標3 >

平成17年末における中間処遇実施予定者の選定率は29.2%であり、基準年次である平成15年における同選定率32.3%と比較して、3.1ポイントの減少となっている。

選定率の減少については、選定者数は増加してはいるが、調査対象となる長期刑受刑者数がそれ以上に増加し、中間処遇実施予定者の選定事務がこの増加に追いついていない状況にあること、近年の仮釈放審理事件数の増加に伴い、仮釈放審理の準備のための調査の事務負担が増大し、これが中間処遇実施予定者の選定に係る事務処理を圧迫していることなどがその要因として指摘できる。

本施策は、仮釈放当初に更生保護施設という生活の枠組みを与え、雇用情勢や経済情勢に関する知識を付与し、実社会に適應するための基本的な生活訓練を施すものであり、生活リズムの確立、金銭管理、求職等の面において、長期刑仮釈放者の社会復帰の促進に一定の効果を有することが認められることから、今後も引き続き推進する必要があるが、計画的かつ積極的に中間処遇実施予定者の選定手続を進めるためには、ポイントを絞った合理的・効率的な選定方法が必要であり、今後の課題である。

中間処遇実施予定者の選定率の推移 注) 保護局資料による。

平成15年	32.3パーセント
16年	30.4パーセント
17年	29.2パーセント

	<p>選定の調査対象となる長期刑受刑者数（既選定者数）注）保護局資料による。</p> <p>平成15年 2,310人(745人)</p> <p>16年 2,487人(756人)</p> <p>17年 2,933人(857人)</p> <p>仮釈放審理事件新受件数の推移</p> <p>平成15年 1万7,452件</p> <p>16年 1万8,665件</p> <p>17年 1万7,906件</p> <p>注）保護統計年報による（ただし，平成17年の数値は速報値である。）</p>
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

## 平成 17 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	保護局			
<b>施策等の名称</b>	更生保護活動の推進			
<b>目 標</b>	<b>基本目標 2</b>			
	保護司制度がより活性化される。 【基準年次・評価総括年次：平成 17 年度】			
	<b>達成目標</b>			
	保護司を幅広く確保し，研修を充実させる。			
	<b>指標 1</b>	保護司の充足率	<b>目標値等</b>	対前年増
	<b>指標 2</b>	保護司の平均年齢	<b>目標値等</b>	対前年減
<b>指標 3</b>	全保護司に占める女性保護司の割合	<b>目標値等</b>	対前年増	
<b>指標 4</b>	保護司に対する研修実施状況	<b>目標値等</b>	保護司の資質向上のための研修の充実	
<b>基本的考え方</b>	<p><b>1．課題・ニーズ</b></p> <p>保護司制度をめぐる最近の状況を見ると，近年の家族形態の変化や，地域社会における連帯感の弱まり等を背景として，保護司の適任者を確保することが困難になりつつある。一方で，地域社会における更生保護活動が多様化するとともに，複雑・困難な問題を抱える保護観察対象者が増加するなど，行動力と柔軟な能力を備えた保護司を幅広く確保し，処遇能力を向上させることが重要な課題となっている。</p> <p><b>2．目的・意図（当該施策の必要性）</b></p> <p>犯罪や非行をした者の改善更生を援助する更生保護活動は国と民間ボランティアの協働で実施・推進され，中でも，保護司は保護観察の実行機関として，また地域における犯罪予防活動の推進者として大きな役割を担っているところである。したがって，基本目標である「保護司制度がより活性化される」ことは，更生保護活動の推進のために必要不可欠である。</p> <p><b>3．当該施策の実施方法</b></p> <p>保護局及び更生保護官署が，保護司に関するパンフレットの配布や保護司に関する情報の提供等広報の充実を図るとともに，地域との多様なネットワークを有している保護司組織と連携することにより，幅広い分野から多様な世代の保護司を確保し，充足率の向上に取り組み，また，保護司が十分な処遇能力を身につけられるよう研修の充実を図ることとした。</p> <p><b>4．基本目標と達成目標・指標との関係</b></p> <p>基本目標である「保護司制度がより活性化される」ためには，保護司の確保を前提に，その処遇能力の向上が必要であることから，「保護司を幅広く確保し，研修を充実させる。」を達成目標とした。</p> <p>上記達成目標の達成度については，保護司の充足率，保護司の平均年齢，</p>			

	全保護司に占める女性保護司の割合及び保護司に対する研修実施状況によりそれぞれ測定することとした。
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし
測定方法等	<p>1. 測定時期： 平成18年1月1日（指標1～3） 平成18年3月31日（指標4）</p> <p>2. 測定方法等：  (1) 平成18年1月1日現在の保護司定数（52,500人（保護司法第2条第2項））の充足率，保護司の平均年齢等の数値を前年の数値と比較することにより，施策の実施状況を測る。  (2) 保護司に対する研修の充実を図るための取組の実施状況を評価する。</p>
評価の内容	<p>1. 平成17年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>(1) 各地で“社会を明るくする運動”の一環として，保護司制度や保護司の活動を紹介するなどの広報を実施した。</p> <p>(2) 社団法人全国保護司連盟が，地方公共団体等から保護司適任者の情報を幅広く得るためのモデル地区を設定するにあたり，地区の選定について助言するとともに，実施に関して助言し，地方公共団体等への連絡調整について協力した。</p> <p>(3) 保護司適任者開拓のため，広報用ビデオを作成した。</p> <p>(4) 各保護観察所において，新任保護司研修を始め，地域別の定例研修や専門的知識及び技術修得等を図ることを目的とした研修など，研修の実効が挙がるよう対象や目的に配慮した研修を実施した。</p> <p>(5) 保護司向けの研修教材として，「更生保護」等を作成し，全保護司に配布した。</p> <p>2. 評価結果</p> <p>(1) 保護司の人数は48,688人（平成18年1月1日現在）であり，定数の充足率は92.7%となっている。充足率の推移を見ると，平成16年94.1%，平成17年93.2%となっている。保護司の確保に向けた様々な取組を行っているところであるが，平成16年度から保護司定年制を実施している影響もあり，保護司を確保することが難しくなっている中において，一定の成果を挙げていると認められることから，今後とも，充足率を高める取組を行っていくことが求められる。</p> <p>(2) 保護司平均年齢は，平成18年では62.8歳となっており，平成16年63.3歳，平成17年63.0歳からわずかながら若くなった。これは，いわゆる保護司定年制を実施したこと等により保護司の高齢化の抑制に取り組んできた成果と考えられ，有効であるので，今後とも，保護司定年制の</p>

	<p>原則実施等，保護司の平均年齢を引き下げる取組を進めることとしたい。</p> <p>(3) 全保護司のうち女性が占める割合は，25.3%（平成16年24.9%，平成17年25.1%）で漸増傾向にある。広報活動や保護司組織との連携強化等，幅広い層からの保護司確保の取組の成果として女性保護司の比率が向上したものと認められることから，引き続き，幅広い層からの保護司の確保に努めることとしたい。</p> <p>(4) 保護司研修教材についてはそのテーマや教材について，時勢に応じたテーマ選定や分かりやすい教材とするよう努めた。研修の成果は数値で測定できる性質のものではないが，保護司活動を行う上で必要な知識を習得する機会である保護司研修の充実なくして更生保護活動の推進は望めないことから，今後も，引き続き保護司研修の充実に努める必要がある。</p> <p>以上のとおり，保護司定数の充足率については，保護司定年制を実施した影響もあり若干低下しているが，保護司の平均年齢や女性の占める割合については一定の成果を上げている。したがって，本施策はおおむね有効であったと認められ，引き続き保護司研修の充実と相まって保護司制度の活性化に努める必要があると言える。</p>
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	特になし
備考	

## 平成 17 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	保護局			
<b>施策等の名称</b>	更生保護活動の推進			
<b>目 標</b>	<b>基本目標 3</b>			
	犯罪予防活動を助長する。 【基準年次・評価総括年次：平成 17 年度】			
	<b>達成目標 1</b>			
	社会を明るくする運動への参加を促進させる。			
	<b>指標 1</b>	参加団体数	<b>目標値等</b>	対前年増
	<b>指標 2</b>	主な行事の開催回数及び参加人員	<b>目標値等</b>	対前年増
	<b>達成目標 2</b>			
	更生保護ボランティア団体の活動を促進する。			
	<b>指標</b>	活動促進のための支援の実施状況	<b>目標値等</b>	多彩で幅広い活動の実施
	<b>参考指標 1</b>	全国研修の参加人員		
<b>参考指標 2</b>	更生保護ボランティア団体の会員数			
<b>基本的考え方</b>	<p>&lt; 達成目標 1 &gt;</p> <p>1. 課題・ニーズ</p> <p>更生保護活動においては、保護観察処遇を中心として、犯罪者、非行少年の更生支援を目的とした様々な施策の実施をしているが、犯罪や非行が発生するのは地域社会であり、一度罪を犯した人の更生を促す場も地域社会にほかならないことから、更生保護活動の実効性を上げるためには、犯罪や非行の発生しにくい地域社会づくりを行うことが重要である。</p> <p>2. 目的・意図（当該施策の必要性）</p> <p>特に近年、犯罪や非行の抑止に大きな役割を果たしている地域の連帯感や家庭の教育力が弱まっており、犯罪の予防に資する地域住民の取り組みを充実強化する。</p> <p>3. 当該施策の実施方法</p> <p>代表的な犯罪予防活動として推進している“社会を明るくする運動”への国民の参加を促進させる。</p> <p>4. 基本目標と達成目標・指標との関係</p> <p>基本目標である「犯罪予防活動を助長する」ためには、犯罪の予防に資する地域住民の取り組みが重要であることから、地域社会における代表的な犯罪予防活動である「社会を明るくする運動への参加を促進させる。」を達成目標とした。</p> <p>上記達成目標の達成度については、当該運動の参加団体数や主な行事の開</p>			



催回数及び参加人員を基に、本運動への国民の参加の度合いを測定することとした。

## < 達成目標 2 >

### 1. 課題・ニーズ

更生保護の一環として重要な役割を担っている犯罪予防活動は、国の取組みのみによってその目的を達成できるものではなく、地域において犯罪者の更生支援や犯罪の予防のための様々な活動を行っている更生保護女性会、BBS会等のボランティア団体と連携することにより、効果的な実施が可能となる。

### 2. 目的・意図（当該施策の必要性）

ボランティア団体である更生保護女性会やBBS会は、効果的な犯罪予防活動を行うために必要な専門知識や体制整備のためのノウハウが不足している点は否めない。したがって、更生保護官署による支援を通じてその活動の充実を図る。更生保護ボランティアである更生保護女性会、BBS会に対して、研修の実施や体制整備に関する助言など、効果的な犯罪予防活動の促進に向けた支援を行う。

### 3. 当該施策の実施方法

更生保護女性会、BBS会に対して、研修の実施や体制整備に関する助言など、当該団体が効果的な犯罪予防活動を行えるよう支援を行う。

### 4. 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標である「犯罪予防活動を助長する」ためには、国の取り組みだけでなく、地域において犯罪予防に関する様々な活動を行っている団体と連携することが効果的であることから、「更生保護ボランティア団体の活動を促進する」を達成目標とした。

上記達成目標の達成度については、当該団体の活動促進のために国が行った支援の実施状況を測定することとした。

#### 更生保護女性会

女性としての立場から、犯罪や非行のない明るい社会を実現しようとするボランティア団体であり、犯罪予防活動や矯正施設の訪問等を通じた犯罪者の更生援助のほか、青少年健全育成活動、子育て支援活動など幅広い地域活動を展開している。

#### BBS会

問題や悩みを抱えた少年に対し、兄や姉のような立場で接し、その社会適応や健やかな成長を支援するとともに、青少年健全育成を目的とした様々な地域活動を展開する青年ボランティア団体。

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外

特になし

部要因	
測定方法等	<p>1. 測定時期：平成18年3月31日</p> <p>2. 測定方法等</p> <p>(1) 達成目標1について  “社会を明るくする運動”への参加促進のために行った法務省（中央実施委員会事務局）における取組の状況を踏まえ、参加団体数、主な行事の開催回数及び参加人員を評価する。</p> <p>(2) 達成目標2について  更生保護ボランティア団体の活動促進のための支援状況を評価する。</p>
評価の内容	<p>1. 平成17年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>(1) 達成目標1について</p> <p>ア 中央実施委員会の開催  中央実施委員会を開催し、各地域における犯罪予防活動の指針である第55回“社会を明るくする運動”実施要綱を策定した。</p> <p>イ 広報活動の実施  全国誌等への関係記事の掲載（25誌）  ホームページ及び広報紙による広報  日本野球機構、日本プロサッカーリーグの協力によるプロ野球、Jリーグ公式戦での電光掲示板での広報</p> <p>ウ 中央行事（2回）の開催  「青少年健全育成大会 in 六本木」  「匠に学ぶワークショップ in 東京芸術大学 vol. 3」</p> <p>エ 広報資材の作成・配布  広報ポスター（全国56,002団体の協力を得て、約41万枚を掲出した。）  広報ビデオ（全国で上映会（5,295回）が開催されたほか、民放約70局の協力を得て、450回以上テレビ放映された。）</p> <p>オ 作文コンテストの実施  各地の小中学校の協力を得て全国作文コンテストを実施し、優秀作品を公表した。</p> <p>カ 学校との連携の推進  中学生の問題行動の深刻化に対処するため、学校担当保護司による非行防止教室等、中学校と連携した非行防止活動を推進したほか、保護司と学校との連携に係る事例集を作成し、各地の教育機関、保護司会等に配布した。</p> <p>(2) 達成目標2について</p> <p>ア 各種研修・協議会の開催及び開催支援  全国、ブロック及び都道府県の各レベルにおいて、更生保護女性会員やBBS会員を対象とする研修・協議会等を開催し、活動に必要な知識</p>

の習得及び活動事例に関する情報交換を支援した。  
 (全国レベルでの実施例)

研修名	期間	テーマ	参加人数
平成17年度更生保護 女性会員中央研修	10/18～20	更生保護と更生保護女性 会	50名
平成17年度都道府県更生保護 女性連盟事務局長研修	11/29～30	事務局体制の整備	22名
第45回BBS会員中央研修 会	9/23～25	BBS会活動の活性化	50名

イ 各種活動の実施支援

更生保護女性会やBBS会が行うミニ集会活動，子育て支援活動，グループワークなどの実施に当たり，企画運営に関する助言，活動に必要な情報の提供等を通じて支援した。

さらに，関係機関・団体等との円滑な連携の下に実施されている特色豊かな活動を取り上げ，広報するなどした。

2. 評価結果

(1) 達成目標1について

ア 全国における都道府県及び市町村等を単位とする実施委員会を構成する機関・団体数は下表のとおりであり，前年度に比して若干の減少が認められた。その一因として，「市町村の合併の特例に関する法律」により，市町村合併が促進し，従来市町村を単位に設置・組織されていた関係機関・団体の統廃合が進んだこともあって考えられる。(平成16年8月末現在の市区町村数：3,110 平成17年8月末現在の市区町村数：2,360)

		16年	17年
実施委員会参加 機関・団体数	都道府県	5,051	4,868
	市町村等	32,083	28,827

イ 作文コンテストへの応募件数は，前年度に比して増加している。本コンテストは，児童・生徒に犯罪や非行について考える場を提供する貴重な機会である。

		16年	17年
作文コンテスト 応募作品数	小学生	31,206	31,521
	中学生	69,537	76,523

ウ “社会を明るくする運動”における実施状況は以下のとおりである。

(主な行事の開催回数) (単位：回)

行事名	16年	17年
街頭広報活動等	7,533	7,869
ミニ集会等(住民集会を含む)	16,538	15,963

講演会	1,223	1,410
弁論大会・標語募集等	870	1,162
スポーツ大会	816	746
その他	20,215	22,146

(主な行事の参加人員) (単位：人)

行 事 名	1 6 年	1 7 年
街頭広報活動等	615,931	523,900
ミニ集会等(住民集会を含む)	685,681	641,216
講演会	187,487	224,302
弁論大会・標語募集等	259,729	268,868
スポーツ大会	236,846	185,045
その他	1,348,426	1,325,771

以上のように“社会を明るくする運動”は様々な団体が参加し、作文コンテストを始めとする多くの行事を実施することで、地域住民各層への犯罪や非行の防止を呼びかけており、単にポスター等の掲示のみに終始するものではないことから、その手段において効率的であると言える。したがって、今後とも当該運動に積極的に取り組む必要がある。

(2) 達成目標 2 について

従来から行っていた研修に加え、更生保護女性会のニーズを受け、更生保護女性会の組織力を向上させる目的から、昨年度に続き、都道府県単位の事務局長を対象とした研修を行った。

それぞれの研修においては、各テーマに沿って、法務省の幹部職員や大学教授等の専門家による講演会を開催するとともに、研修員相互の情報交換の機会を設け、更生保護女性会員、BBS会員による犯罪予防活動の質的向上に向けた支援を積極的に行った。

更生保護女性会やBBS会のニーズに応えた研修を実施することで、犯罪予防活動に必要な知識やノウハウが共有されることから本施策は有効であり、今後とも、継続して行う必要がある。

平成18年4月1日現在人員

更生保護女性会 196,806人

BBS会 5,036人

以上のとおり、“社会を明るくする運動”の参加団体数は市町村合併の影響もあり減少が見られ、参加人員も増加した行事がある一方、一部減少した行事も見られたところ、様々な行事の実施により地域住民各層への効果的な働きかけが行われたことが認められた。また、更生保護ボランティア団体に対する研修等の支援については各団体のニーズに応え、効果的に実施された。したがって、本施策はおおむね有効であったと認められる。

見直しの有無

特になし

学識経験を 有する者の 知見の活用	特になし
備 考	

## 平成 17 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	保護局		
<b>施策等の名称</b>	更生保護活動の推進		
<b>目 標</b>	<b>基本目標 4</b>		
	更生保護施設の積極的な活用を通じ、犯罪前歴者等の社会復帰を促進する。 【基準年次・評価総括年次：平成 17 年度】		
	<b>達成目標</b>	更生保護施設の保護率の増加を図る。	
	<b>指標</b>	全更生保護施設の保護率 (年間の収容保護人員 / 年間の収容可能人員)	<b>目標値等</b>
<b>基本的考え方</b>	<p><b>1. 課題・ニーズ</b> 近年、犯罪の増加と刑の長期化による矯正施設の過剰収容に伴う処遇困難者の増加により、頼るべき親族等がないなどの理由で自力では更生が困難な保護観察対象者等の増加が見られる。</p> <p><b>2. 目的・意図(当該施策の必要性)</b> したがって、更生保護施設をより一層積極的に活用し、宿泊所や食事の供与、就労の援助とともに、S S T (Social Skills Training : 生活技能訓練) などの専門的処遇を行い、社会復帰を促進して再犯を防止することが必要である。</p> <p><b>3. 当該施策の実施方法</b> そこで、更生保護施設に対する委託の増加を図るとともに、更生保護施設における処遇の充実を図ることにより、更生保護施設を積極的に活用することとした。</p> <p><b>4. 基本計画と達成目標・指標の関係</b> 基本目標である「更生保護施設の積極的な活用を通じ、犯罪前歴者等の社会復帰を促進する」ためには、宿泊所や食事の供与、就労の援助、S S T 等の専門的処遇をできるだけ多くの保護観察対象者等に実施する必要があることから、「更生保護施設の保護率の増加を図る。」を達成目標とした。 上記達成目標の達成度については、全更生保護施設の保護率を測定することとした。</p>		
<b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b>	特になし		
<b>測定方法等</b>	<p><b>1. 測定時期：</b>平成 18 年 3 月 31 日(年度末)</p> <p><b>2. 測定方法等</b> 平成 17 年度中の全更生保護施設の収容可能人員に対して、実際に収容保</p>		

	護した人員の割合を測定する。
評価の内容	<p><b>1．平成17年度に講じた施策（実施状況）</b></p> <p>国が更生保護施設を設置・運営する更生保護法人に対し保護を委託した場合、収容実績に応じて委託費が支弁されることとなる。</p> <p>平成17年度については、対前年度比132,066千円増の3,219,567千円の予算措置を講じ、一層積極的に更生保護施設への収容保護が必要な者の委託を行った。</p> <hr/> <p><b>2．評価結果</b></p> <p>平成17年度の収容保護率は、75.1%であり、昨年度（74.9%）から若干の増が認められた。委託費の増額により、収容保護率の増が認められ、更生保護施設の積極的な活用が図られた結果であり、犯罪前歴者等の社会復帰の促進の観点から有効である。</p>
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

## 平成 17 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	公安調査庁		
<b>施策等の名称</b>	公共の安全の確保に寄与するための業務の実施		
<b>目 標</b>	<b>基本目標 1</b>		
	オウム真理教の活動状況を明らかにすることにより公共の安全の確保に寄与する。 【基準年次・評価総括年次：平成 17 年度】		
	<b>達成目標</b>		
	観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。		
<b>指標</b>	オウム真理教の組織，活動の実態及び危険性の解明の度合い	<b>目標値等</b>	-
<b>基本的考え方</b>	<p><b>1．課題・ニーズ</b></p> <p>オウム真理教（以下「教団」という。）については、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下「団体規制法」という。）に基づき、公安調査庁長官の観察に付されているところ、教団に対しては、多くの国民が依然として不安感を抱いており、公安調査庁としては、再び、無差別大量殺人行為などが起こることのないよう、適切な施策の実施を通じて公共の安全を確保することが求められている。</p> <p><b>2．目的・意図（当該施策の必要性）</b></p> <p>教団の活動状況を明らかにし、必要があれば再発防止処分の請求を行う、関係地方公共団体の請求に応じ教団に対する調査結果をより幅広く提供するなどの施策を通じて、教団の有している危険性の増大を防止し、国民の不安を解消する必要がある。</p> <p><b>3．当該施策の実施方法</b></p> <p>教団に対する調査を、全国的かつ組織的に展開しつつ、特に必要な場合に、公安調査官による立入検査を実施して、教団の 組織， 活動の実態， 危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持等）などについて解明し、その活動状況を継続的に明らかにする。</p> <p><b>4．基本目標と達成目標・指標の関係</b></p> <p>基本目標 1 の「オウム真理教の活動状況を明らかにすることにより公共の安全に寄与する」を実現するためには、まずオウム真理教の活動状況を明らかにし、次に調査内容に基づいた対応を行うことになるので、達成目標を「観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。」とした。</p> <p>達成目標の性質から、その達成度については、定量的な目標を定めてその結果を分析することは困難であるので、指標とした「オウム真理教の組織，活動の実態及び危険性の解明の度合い」の内容により分析を行う。</p> <p>（注）団体規制法は、団体の活動として役職員又は構成員が、例えばサリン</p>		



	<p>を使用するなどして、無差別大量殺人行為を行った団体について、その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もって国民の生活の平穩を含む公共の安全の確保に寄与することを目的としている。</p> <p>同法が規定する規制措置には、当該団体の活動状況を継続して明らかにするための「観察処分」及び、当該団体の危険な要素の量的、質的増大を防止する必要があると認められる場合あるいは観察処分に付された団体が観察処分の一環である立入検査を妨害するなどして、当該団体の危険な要素の把握が困難と認められる場合に、一定の活動を一定期間制限する「再発防止処分」の二つがある。</p> <p>なお、「観察処分」の具体的な措置としては、団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められる場合に、団体が所有又は管理する土地又は建物に対して公安調査庁長官が公安調査官に行わせる「立入検査」、同庁長官が当該団体から役職員、構成員の氏名、住所などの報告を受ける「報告徴取」、その他、団体の活動状況を明らかにするために行う「任意調査」がある。</p>
<b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b>	特になし
<b>測定方法等</b>	<p>1. 測定時期：平成18年3月31日</p> <p>2. 測定方法等</p> <p>教団の組織、活動の実態、危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）の解明の度合いに基づき評価する（立入検査回数、施設数、動員した公安調査官数、実施時間、関係地方公共団体に対する情報提供件数を含む。）</p>
<b>評価の内容</b>	<p>1. 平成17年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>（1）観察処分の期間更新（第2回目）請求</p> <p>公安調査庁長官は、教団に対する観察処分について、教団が、依然として松本・地下鉄サリン事件の首謀者麻原を絶対的帰依の対象とし、同人の教えに基づく殺人を勧める綱領等を維持するなど、その危険な本質を観察処分決定時及び期間更新決定時と変えていない上、閉鎖的・欺まんの体質を保持していると認められることなどから、引き続き、教団の活動状況を継続して明らかにする必要があると判断し、平成17年11月25日、団体規制法の規定に基づき、公安審査委員会に対して、観察処分の期間更新（第2回目）を請求した。また、公安調査庁長官は、同請求に際し、教団の収益事業の概要、事業の収支状況等の報告事項を追加するよう意見を述べた。</p> <p>（2）教団施設に対する立入検査等</p>

公安調査庁は、平成17年度において、団体規制法第7条第2項の規定に基づき、合計24回(約240時間)にわたり、延べ32施設に対し、公安調査官延べ710人を動員して立入検査を実施した。

各施設に対する立入検査の結果、麻原の著書及び同人の説法を収録したビデオ・カセットテープ、CD、DVDが多数使用・保管されていたほか、施設内で麻原の唱える説法や呪文(マントラ)が流されているなど、教団信徒が依然として麻原の教えに従って活動を継続している実態が改めて確認された。

また、教団が出家信徒の住居として報告していた施設が、麻原の行った殺人をも肯定する内容の説法を始め同人のすべての説法を一括して管理・保管する教団の枢要施設であったり、教団が一般人を代表者に据え、教団名を秘匿して確保した施設が、教団信徒向けの食品を製造する工場として使用されていることが確認されるなど、教団の欺まんの体質が改めて明らかとなった。

さらに、教団は、立入検査に際して逐一異議を申し立てるなど、これまでも非協力的な対応を示していたが、平成17年6月、教団等が立入検査により精神的苦痛を受けたとして提訴していた国家賠償請求が棄却された後も、「写真撮影は押収と同視し得るもので認められない」などと抗議し、検査対象物の撮影をしばしば中断ないし遅延させるなど、今なお非協力的な姿勢を見せていることが確認された。

このほか、教団に対する調査の結果、教団が、衆生救済を実現するために、すべての人が麻原の定めた一定の位階に達した教団の信徒に指導されながら暮らす理想郷(シャンバラ)を実際に我が国に建設することを目指すとする「日本シャンバラ化計画」を依然として保持し、信徒に対して、同計画を実現するためには、教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む教義である「タントラ・ヴァジラヤーナ」の実践の重要性を強調している。また、教団は、信徒に対して、その基礎となるマインドコントロールの手法を用いた修行・儀式を受けさせるとともに、松本・地下鉄サリン事件を同教義の実現として正当化する指導を行っており、末端信徒にもそうした認識が浸透していることが認められた。

教団からの報告徴取においては、教団が、信徒の一部を殊更報告せず、活動に関する意思決定についても実態に即した内容を報告しないなど、組織の実態や活動の状況を偽ろうとする姿勢が認められた。

### (3) 教団からの報告徴取

公安調査庁長官は、平成17年度において、教団から4回にわたり、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在及び用途、教団の資産等の事項について報告を受けた。

(4) 関係地方公共団体への情報提供

観察処分に基づく調査結果については、平成17年度において、関係地方公共団体の長の請求を受け、18の関係地方公共団体の長に対し、47回にわたり情報提供を行った。

(5) 団体規制法の施行状況等の国会報告

平成17年4月には、団体規制法の規定に基づき、平成16年1月1日から同年12月31日までの間における同法の施行状況等を国会に報告した。

---

2. 評価結果

公安調査庁長官による観察処分の期間更新請求を受けて、公安審査委員会は、教団に対し、更新が予定されている処分の内容、更新の根拠となる法令の条項及び更新の理由となる事実並びに陳述書の提出先及び提出期限を官報で公示して通知し、意見陳述の機会を付与して、教団から陳述書の提出を受けるなどした上で、平成18年1月23日、観察処分の期間を3年間更新(第2回目)するとともに、教団の収益事業の概要、各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所等を報告事項として追加する決定を行った。同決定では、公安調査庁が観察処分の実施を通じて明らかにした教団の組織、活動の実態、危険性がほぼ認められることとなった。

観察処分に基づく立入検査と教団に対する調査については、教団等が、公安調査官の立入検査及び調査によって損害を受けたとして平成15年1月及び同年8月に提起した国家賠償請求訴訟において、東京地方裁判所が平成17年6月及び同年7月に原告の請求を棄却する判決を行っていることなどから、公安調査庁による立入検査及び調査が適切に行われていると言える。また、教団の実態を解明する上で、仮に観察処分がないとすれば、同種の情報は、公安調査官が教団内部の状況を知り得る立場の者から任意で収集し、その真偽等も含めて内容を評価・分析することとなり、時間的・労力的に多大な負担がかかるだけでなく解明が極めて困難になる。一方、立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接検分できることから、教団の実態把握や教団から徴した報告の真偽を確認する手段として、効率的・有効的な措置であると考えられる。さらに、立入検査は、教団の危険性の増大と再発防止処分の必要性を適時・的確に把握する上においても効率的・有効的な措置であると考えられる。

このほか、関係地方公共団体の長からの調査結果提供の請求については、平成16年12月に、調査結果提供書の記載内容について、法務省令の一部を改正し、提供範囲を拡大したところ、提供先の関係地方公共団体から「施設内部の状況だけでなく教団の活動実態が分かり、地域住民の不安解消に役立った。」などの一定の評価を得ていることから、関係地方公共団体に対する情報提供が適切であったと考える。しかし、教団施設の周辺住民等は依然

	<p>として教団に対する不安感を抱いており、教団施設が所在する多くの関係地方公共団体の長からは継続的に調査結果提供の請求を受けていることから、周辺住民等の不安感を更に解消するためにも、観察処分に基づく調査結果の提供は不可欠である。</p> <p>以上の結果、教団の活動を明らかにする、教団が有している危険性を把握し、その増大を防止する、国民の不安感を解消するという点などから、観察処分の実施を通じたオウム真理教の活動状況に関する調査については、有効性・効率性が認められ、引き続き実施していく必要がある。</p>
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

## 平成 17 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	公安調査庁		
<b>施策等の名称</b>	公共の安全の確保に寄与するための業務の実施		
<b>目 標</b>	<b>基本目標 2</b>		
	内外情勢に関する情報を政府機関に提供することにより公共の安全の確保に寄与する。 【基準年次・評価総括年次：平成 17 年度】		
	<b>達成目標</b>		
	内外情勢に関する調査を通じて得られた公共の安全の確保に関する情報を政府機関に適切に提供する。		
<b>指標</b>	情報提供の迅速性・適時性、当該情報の正確性	<b>目標値等</b>	-
<b>基本的考え方</b>	<p><b>1. 課題・ニーズ</b></p> <p>国際テロや北朝鮮問題が、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっている情勢下において、国民の安全の確保に係る情報を収集・分析し、官邸を始めとする政府・関係機関に提供して政府の施策遂行に寄与することは、公共の安全確保のための最重要課題である。</p> <p><b>2. 目的・意図（当該施策の必要性）</b></p> <p>内外情勢に関する情報を的確に分析・評価し、政府・関係機関に適時・的確に提供する。</p> <p><b>3. 当該施策の実施方法</b></p> <p>情勢の変化に応じて特別調査体制を敷くなど、時々の優先すべき課題に沿って柔軟に対応するとともに、情報収集・分析・評価能力を一層強化するため、外国情報機関等との連携強化や情報ニーズの把握に努めるなどして、総合的な調査力のレベルアップを図る。特に、国際テロについては、平成 16 年 12 月の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定「テロの未然防止に関する行動計画」の着実な実施に寄与する。</p> <p>なお、内外情勢に関する情報の一部については、引き続き、ホームページに掲載して、国民への情報提供も行う。</p> <p><b>4. 基本目標と達成目標・指標の関係</b></p> <p>基本目標 2 の「内外情勢に関する情報を政府機関に提供することにより公共の安全の確保に寄与する。」ためには、達成目標としている「内外情勢に関する調査を通じて得られた公共の安全の確保に関する情報を政府機関に適切に提供する」ことが肝要である。</p> <p>達成目標の性質から、その達成度については、定量的な目標を定めて、その結果を分析することは困難であるので、指標とした「情報提供の迅速性、適時性、当該情報の正確性」の内容により分析を行う。</p>		

<b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b>	特になし
<b>測定方法等</b>	<p>1. 測定時期：平成18年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>情報の提供状況を検証し、その迅速性・適時性、当該情報の正確性に基づき評価する。</p>
<b>評価の内容</b>	<p>1. 平成17年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>（1）調査等の実施状況</p> <p>国際テロ関係においては、平成16年12月の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定「テロの未然防止に関する行動計画」の実施・検討を進め、平成17年4月、公安調査庁調査第二部に国際調査企画官1人を新設するとともに、現場における調査要員を増員し、国際テロ組織等の動向に関する情報収集や国内における不穏動向調査に集中的に取り組んだ。</p> <p>特に、イタリア・トリノ冬季オリンピックの開催に際しては、外国情報機関等との連携を図るなどして、国際テロ組織、テロリスト等の不穏動向の把握に努めた。</p> <p>北朝鮮関係においても、情報収集体制の強化を図り、北朝鮮の国内情勢、対外・対日政策、日本人拉致問題や不法活動、核兵器開発問題等に関する調査を実施した。</p> <p>中国関係では、中国の国内情勢のほか、対北朝鮮政策や対米政策を始めとする対外政策、歴史認識問題等をめぐる対日政策などに重点をおいた調査を実施した。</p> <p>このほか、自衛隊のイラク派遣や国内の米軍基地再編問題などをめぐる過激派団体の動向や日本人拉致、領土問題、海洋権益問題、反日行動等をめぐる右翼団体の活動などに関する調査を実施した。</p> <p>また、これらの調査においては、外国情報機関等とも緊密な情報交換を実施した。</p> <p>（2）政府・関係機関等への収集・分析情報の提供状況</p> <p>収集・分析情報については、随時、内閣総理大臣、内閣官房長官等に直接報告したのを始め政府部内の各種会議（「内閣情報会議」、「合同情報会議」、「拉致問題特命チーム」等）を通じ、あるいは担当官が関係省庁に直接赴くなどして、政府・関係機関に提供した。</p> <p>また、政府・関係機関はもとより、政府との関わりの強い法人に対しても各種情報提供を行った。特に、イタリア・トリノ冬季オリンピックの開催に際しては、国際テロ組織の活動状況などのテロ関連情報</p>

を提供した。

このほか、平成17年12月には、内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」を公表したのを始め随時に各種作成資料を政府・関係機関等に配布した。また、公安調査庁のホームページにおいて、「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」及び「公安調査庁のトピックス」欄で、内外情勢に関する情報とオウム真理教に対する「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」の施行状況、観察処分の期間更新請求等に関する情報を掲載した。

## 2. 評価結果

国際テロ調査においては、公安調査庁総務部の情報管理官1人を廃止し、調査第二部に国際テロ関係情報の総合的分析及び情報収集の計画・立案を行う国際調査企画官を新設したほか、現場における国際テロ調査要員を増強し、調査体制の強化を図った。また、本庁において、幹部及び分析担当調査官による各種会議、検討会や外部の有識者との意見交換等を、内容に応じて定期的あるいは随時に開催して、国際テロや北朝鮮問題等の重要課題に関する現状、情勢認識、課題や今後の対応について協議し、その結果を本庁及び各公安調査局の調査部にフィードバックすることによって、適時・的確な情報収集・分析・評価能力の強化を図った。さらに、官邸を始めとする政府・関係機関との連絡を密に行うなどして、情報ニーズの把握に努めるとともに、外国情報機関等との緊密な情報交換を行い、更なる関係強化を図った。

こうした体制の下、収集・分析した情報については、内容に応じ、特に重要なものは内閣総理大臣や内閣官房長官等に直接報告するとともに、随時に政府・関係機関等に直接あるいは政府部内の各種会議等を通じて報告・提供するなどした結果、提供先からは継続的な情報提供を要請されるなど、一定の評価を得たことから、情報提供の際の迅速性・適時性、提供情報の正確性の確保については、おおむね達成できたと考える。また、情報提供の形態については、専門的な情報は随時、政府・関係機関等へ提供したり、刊行物により配付したほか、必要に応じてホームページに掲載するなどして、情報の質やニーズに応じて適切かつ効率的に情報提供を行った。

これらのことから、政府の施策遂行に寄与するための情報収集と適時・的確な情報提供ができたと思料され、本施策は、内外情勢に関する情報を政府機関へ提供することにより公共の安全に寄与するという点で、有効性、効率性が認められる。

ただし、国際テロや北朝鮮等をめぐる情勢などについては、その脅威が急速に高まっており、現下、我が国の安全を確保する上で早急に把握・解明すべき重要課題が多数存在しており、我が国の公共の安全の確保により一層寄与するためにも、公安調査庁における情報収集・分析・評価能力を質的にも量的にも一段と充実強化する必要があると考える。

見直しの有無	特になし
学識経験を 有する者の 知見の活用	
備考	